

信託検査マニュアル

(金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕)

平成19年6月

写

金 検 第 2 6 5 号
平成 18 年 7 月 13 日

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

} 殿

金融庁検査局長 西原 政雄

信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）について

金融検査については、平成10年に「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）を定め、自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を図ってきているところである。このような考え方に沿って、平成11年には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（金融検査マニュアル）」を策定し、その後、保険会社向け、証券会社向け等の検査マニュアルを順次整備してきた。これにより、金融当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立のみならず、金融機関等の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立を図っているところである。

これらの基本的考え方に則り、今般、信託兼営金融機関について、検査に際しての具体的着眼点等を整理したマニュアル（以下、「信託検査マニュアル」と

いう。)を金融検査マニュアルの別編として、別紙のとおり定めたので、これにより検査を実施されたい。

なお、信託検査マニュアルは、あくまでも検査官が、信託兼営金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各信託兼営金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細な内部規程・業務細則を自主的に作成し、信託兼営金融機関の業務の健全性及び適切性の確保、委託者及び受益者の保護を図ることが期待される。マニュアルの各チェック項目は、検査官が各管理態勢を評価する際の手引であり、これらの水準の達成を信託兼営金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。

また、検査官は、マニュアルの適用に当たっては、信託兼営金融機関の規模や特性に加え、信託商品の多様な商品特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義通りの対応が信託兼営金融機関においてなされていない場合であっても、信託兼営金融機関の業務の健全性及び適切性の確保、委託者及び受益者の保護の観点からみて、信託兼営金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは信託兼営金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に信託兼営金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

本通達は、発出日以降を検査実施日とする検査について適用する。

(別 紙)

信託検査マニュアル

(金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕)

平成19年6月

信託検査マニュアル〔目次〕

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】	……	1
信託業務管理態勢		
【信託業務管理態勢を検証する際の留意事項】	……	6
信託引受管理態勢		
「信託引受管理態勢」のイメージ図	……	10
【信託引受管理態勢を検証する際の留意事項】	……	11
【信託引受管理態勢の確認検査用チェックリスト】	……	12
I. 信託引受管理態勢	……	12
1. 信託引受管理態勢の整備・確立状況	……	12
2. 信託引受管理部門の態勢と役割	……	13
3. 営業推進部門等における管理者の役割	……	14
II. 信託引受の適正性	……	15
1. 委託者の属性に応じた信託引受（適合性の確保）	……	15
2. 情報提供の適正性	……	16
3. 信託引受に係る行為準則等	……	17
4. 信託引受の際の書面交付の適正性	……	18
5. 商品・業務別特性に応じた着眼点（例示）	……	18
III. 信託契約代理店管理の適正性	……	21
1. 信託契約代理店の選定に係る審査	……	21
2. 業務委託契約の内容	……	21
3. 信託契約代理店の管理態勢	……	22
信託引受審査態勢		
「信託引受審査態勢」のイメージ図	……	24
【信託引受審査態勢を検証する際の留意事項】	……	25
【信託引受審査態勢の確認検査用チェックリスト】	……	26

I. 信託引受審査態勢	26
1. 信託引受審査態勢の整備・確立状況	26
2. 新規商品等審査部門及び受託審査部門の態勢と役割	27
3. 営業推進部門等における管理者の役割	28
II. 信託引受審査の適正性	29
1. 共通項目	29
2. 不動産を信託財産とする信託引受審査	32
3. 金銭債権を信託財産とする信託引受審査	33
4. 特約付き商品に係る信託引受審査	34
信託財産管理に係る管理態勢		
「信託財産管理に係る管理態勢」のイメージ図	36
【信託財産管理に係る管理態勢を検証する際の留意事項】	37
【信託財産管理に係る管理態勢の確認検査用チェックリスト】	38
I. 信託財産管理に係る管理態勢	38
1. 信託財産管理に係る管理態勢の整備・確立状況	38
2. 信託財産管理の管理部門の態勢と役割	39
3. 信託財産管理部門における管理者の役割	40
II. 信託財産管理の適正性	41
1. 信託財産分別管理の適正性	41
2. 約定照合・受渡決済の適正性	42
3. コーポレートアクション等の権利保全の適正性	42
4. 有価証券の貸付（レンディング）の適正性	43
5. 金庫株専用信託の管理の適正性	44
6. 金銭債権の管理の適正性	44
7. 不動産の管理の適正性	45
III. 信託財産管理業務の委託の適正性	45
1. 信託財産管理業務の委託	45
2. 業務委託先の選定に係る審査	45
3. 業務委託契約の内容	46

4. 業務委託先の管理態勢	4 6
5. 海外カストディアンの管理の適正性	4 7
6. サービサー管理の適正性	4 7
IV. 再信託先又は共同受託先の管理の適正性	4 8
V. 信託財産状況報告等の適正性	4 9
1. 管理記録の保持	4 9
2. 信託財産の評価	4 9
3. 信託財産状況報告書等の作成・交付	4 9
 信託財産運用管理態勢		
「信託財産運用管理態勢」のイメージ図	5 2
【信託財産運用管理態勢を検証する際の留意事項】	5 3
【信託財産運用管理態勢の確認検査用チェックリスト】	5 4
I. 信託財産運用管理態勢	5 4
1. 信託財産運用管理態勢の整備・確立状況	5 4
2. 信託財産運用管理部門の態勢と役割	5 5
3. 信託財産運用部門における管理者の役割	5 6
II. 信託財産運用の適正性	5 7
1. 信託契約及び運用ガイドライン等の遵守の適正性	5 7
2. 信託契約、運用ガイドライン等における遵守すべき事項（例示）	5 7
3. 最良執行の確保	5 9
4. 委託者への説明態勢	6 0
5. その他の留意点	6 0
III. 利益相反行為等の防止	6 2
1. 利益相反行為の防止	6 2
2. その他の留意すべき事項	6 7
IV. 信託財産運用業務の委託の適正性	6 7
1. 信託財産運用業務の委託	6 7

2. 業務委託先の選定に係る審査	……	68
3. 業務委託契約の内容	……	68
4. 業務委託先の管理態勢	……	69
V. 受託者固有資産（銀行勘定）のリスク管理態勢	……	69
1. 元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る信用リスク管理	……	70
2. その他の受託者固有資産のリスクの管理態勢	……	71
3. 流動性リスクの管理態勢	……	72
併營業務管理態勢		
【併營業務管理態勢を検証する際の留意事項】	……	74
【併營業務管理態勢の確認検査用チェックリスト】	……	75
I. 併營業務管理態勢	……	75
1. 併營業務管理態勢の整備・確立状況	……	75
2. 併營業務管理部門の態勢と役割	……	76
3. 併營業務実施部門における管理者の役割	……	77
II. 遺言執行業務（遺言信託）等の適正性	……	77
1. 受託審査の適正性	……	77
2. 遺言書の管理の適正性	……	78
3. 遺言執行及び遺産整理の適正性	……	78
III. 証券代行業務の適正性	……	79
1. 新規受託の適正性	……	79
2. 株主名簿管理等事務手続	……	79
3. 株主名簿の確定	……	79
4. 決算事務手続	……	80
5. 情報管理	……	80
IV. 不動産媒介業務の適正性	……	80
1. 業務運営の適正性	……	80
2. 媒介受付（媒介契約締結）の適正性	……	81
3. 媒介活動（売買契約締結）の適正性	……	81
4. 売買契約締結後の管理の適正性	……	82

V. 不動産関連併營業務の適正性	……	8 2
1. 契約締結の適正性	……	8 2
2. 業務執行の適正性	……	8 3
3. 不動産関連併營業務の委託	……	8 4
VI. 年金制度管理業務の適正性	……	8 5
1. 年金数理関係業務の適正性	……	8 5
2. 管理関係業務の適正性	……	8 5

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

- (1) 本検査マニュアルはあくまでも検査官が、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各信託兼営金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細な内部規程・業務細則を自主的に作成し、信託兼営金融機関の業務の健全性と適切性の確保、委託者及び受益者の保護を図ることが期待される。

なお、兼営法により金融機関が信託業務の兼営を認められた趣旨を踏まえ、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては本検査マニュアル及び金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－」、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等管理態勢」に基づき、また、銀行業務に関しては金融検査マニュアルに基づき、検査を実施する必要があることに留意する。

- (2) 本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が信託兼営金融機関の信託業務管理態勢、信託引受管理態勢、信託引受審査態勢、信託財産管理に係る管理態勢、信託財産運用管理態勢及び併營業務管理態勢を評価する際の手引であり、これらの水準の達成を信託兼営金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。本検査マニュアルの適用に当たっては、信託兼営金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

チェック項目について記述されている字義通りの対応が信託兼営金融機関においてなされていない場合であっても、信託兼営金融機関の業務の健全性及び適切性の確保、委託者及び受益者の保護の観点からみて、信託兼営金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは信託兼営金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に信託兼営金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

- (3) 本検査マニュアルは、信託兼営金融機関の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本検査マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）を含め、全ての信託兼営金融機関を対象としている。
- (4) 信託兼営金融機関が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して、検証を行う。
- ① 業務執行権限を有するのは執行役であり、取締役には、原則として、業務執行権限がない。
 - ② 取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することができる。
 - ③ 取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。
 - ④ 監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限が認められるものではない（監査委員会が指名した監査委員が委員会の権限を行使する）。
- (5) 取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員（非取締役）が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。
- (6) 信託兼営金融機関とその業務に関して取引する者又は当該信託兼営金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本検査マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該信託兼営金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、信託兼営金融機関に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成す

ることを求めるものではなく、当該信託兼営金融機関の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。

(注) 用語の説明

- ① 「信託業に係る業務」とは、信託の引受けを行う営業に係る業務のことを表す。
- ② 「併營業務」とは、兼営法第1条第1項各号に掲げる業務のことを表す。
- ③ 「信託業務」とは、「信託業に係る業務」及び「併營業務」のことを表す。
- ④ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身において実質的議論を行い内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを妨げるものではない。
- ⑤ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織(以下「常務会等」という。)も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。
- ⑥ 「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職(取締役を含む)を表す。また、営業店等においては、営業店長及び営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職(取締役を含む。)を表す。
- ⑦ 「内部規程」とは、経営方針等に則り、業務に関する取り決め等を記載した金融機関内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。
- ⑧ 「業務細則」とは、取締役会等から授権された者又は部署が制定・改廃を行う内部規程の下位規程を表す。
- ⑨ 「営業推進部門等」とは、営業に係る部門・部署・営業拠点等をいい、例えば、営業を直接・間接に行う部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門、をいう。
- ⑩ 「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライア

ンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。

信託業務管理態勢

信託業務管理態勢

【信託業務管理態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 信託の委託者及び受益者の保護を図るためには、信託兼営金融機関の業務の全てにわたり、兼営法、信託業法その他の法令等（内部規程を含む。）が遵守されることが重要である。また、信託業務をとりまく経営環境に大きな変化が見られる中で、信託兼営金融機関自らが様々なリスクを的確に把握・管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営を確保していくことが重要である。そのためには、信託兼営金融機関において、取締役会等による信託業務に関する適切な内部管理が行われる必要がある。
- (2) 検査官は、金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－」、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等管理態勢」に係る各チェックリストを適用して、信託兼営金融機関の信託業務管理態勢の検査を行うものとする。

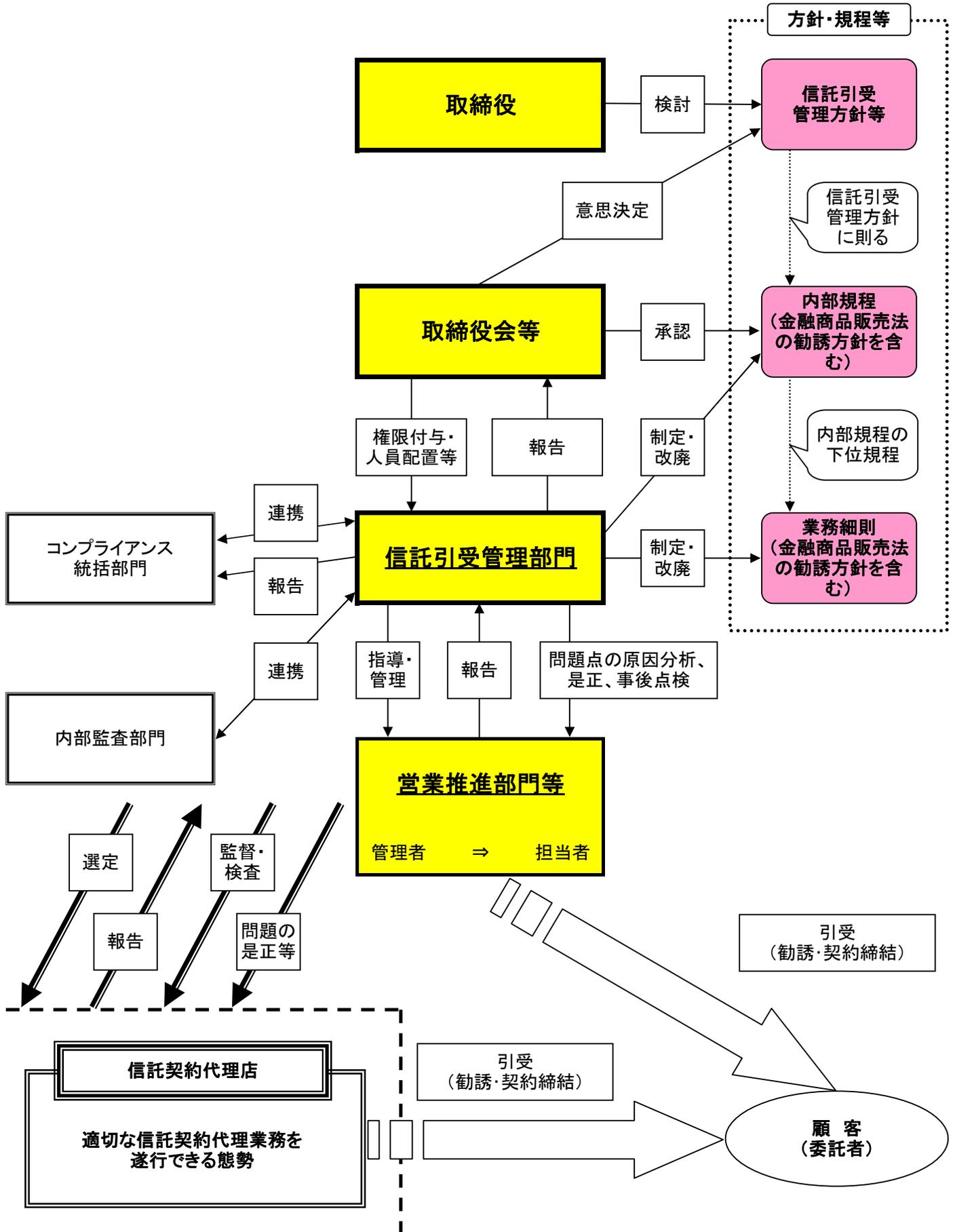
その際には、信託兼営金融機関が自己の固有財産と信託財産の双方を管理・運用しているために、様々な利益相反行為が発生しやすい業務環境にあること、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等を遵守することが信託の受託者として最も基本的な原則であること等の特性を踏まえて、内部管理基本方針、法令等遵守方針、顧客保護等管理方針及び各リスク管理方針を適切に定めているか特に留意する。
- (3) 取締役会等は、新規商品等審査部門が、新規商品等を審査する基準を適切に定めているか、審査に必要な情報を集約した上で十分な検討を行う態勢を整備しているか等についても把握し、適切に管理することが重要であるが、新規商品等審査の態勢整備については、本マニュアルの「信託引受審査態勢」に係るチェックリストに詳細に記載されているため、信託業務管理態勢の検査において、金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－」に係るチェックリストを適用する際には、「新規商品等審査に関する取扱い」の各チェック項目については適用しないこととする。
- (4) 顧客説明管理の態勢整備については、本マニュアルの「信託引受管理態勢」に係るチェックリストに記載されているため、信託業務管理態勢の検査において、金融検査マニュアルの「顧客保護等管理態勢」に係るチェックリスト

を適用する際には、「顧客説明管理態勢」の各チェック項目については適用しないこととする。

- (5) 信託業務管理態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託会社等に関する総合的な監督指針（以下「信託監督指針」という。）の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

信託引受管理態勢

「信託引受管理態勢」のイメージ図



信託引受管理態勢

【信託引受管理態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 信託契約による信託引受を行うに当たっては、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、契約内容の適正な説明等を前提とした信託引受を行う必要があることから、信託引受管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリスト及び必要に応じ、金融検査マニュアルの「顧客保護等管理態勢」における「顧客説明管理態勢」の各チェック項目も合わせて適用し、信託引受管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託引受管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) 本チェックリストにより信託引受管理態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。
- (4) 信託商品の特性は区々であり、本検査マニュアルの適用に当たっては、信託商品の多様な商品特性に配慮し、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

【信託引受管理態勢の確認検査用チェックリスト】

I. 信託引受管理態勢

1. 信託引受管理態勢の整備・確立状況

(1) 信託引受管理方針等の整備・確立

- ① 取締役は、信託契約による信託引受が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託引受の状況を的確に把握し、適正な信託引受管理態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、関連部署等に一任することなく明確な意思決定がなされているか。加えて、上記方針等は、組織内に周知されているか。また、上記方針等は、定期的にあるいは必要に応じ随時見直されているか。

(2) 信託引受管理のための組織・内部規程の整備等

- ① 取締役会等は、適正な信託引受管理態勢を整備・確立するために、信託引受管理を担当する部門（以下「信託引受管理部門」という。）につき、営業推進部門等から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、信託引受管理部門が、信託引受管理以外の業務との兼務をする場合、営業推進部門等からの干渉を防止する態勢となっているか。¹
- ② 取締役会等は、信託引受管理部門に対し、信託引受の適正性を管理するために必要な権限を与えているか。
- ③ 取締役会等は、信託引受管理部門に、信託引受に係る法令等及びその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適正な規模で配置しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
- ④ 取締役会等は、適正な信託引受管理のための手続を明確に定めた内部規程を信託引受管理部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、

¹信託引受管理部門の管理者が、顧客説明管理責任者や他の部門の職員（管理者含む）を兼任することが考えられるが、その場合、業務の規模・特性に応じてその態勢が合理的か否かについて検証する。また、複数の信託引受管理部門の管理者を配置している場合は、管理全般に係る責任を負う者を定める方法により責任の所在が明確になっているかを検証する。

取締役会等が定めた信託引受管理方針に合致していることを確認した上で承認しているか。

- ⑤ 取締役会等は、営業推進部門等において信託引受の適正性を管理するための相互牽制機能が発揮できる態勢を整備しているか。例えば、信託引受管理の担当者を配置する等の工夫が望ましい。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、信託引受管理部門が、信託引受に係る情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は委託者及び受益者の利益が著しく阻害される一切の事案について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 信託引受管理部門の態勢と役割

(1) 信託引受管理部門による管理態勢

- ① 信託引受管理部門の管理者は、信託契約による信託引受が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託引受の状況を的確に把握し、適正な信託引受を行うための方策を講じる態勢を整備しているか。

- ② 信託引受管理部門は、営業推進部門等の管理者をして、把握した信託引受に係る問題等を信託引受管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。

また、必要に応じ、当該問題等をコンプライアンス統括部門に報告する態勢を整備しているか。

- ③ 信託引受管理部門は、信託引受に係る問題等の実態を把握した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、営業推進部門等の管理者に対し、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

(2) 信託引受管理部門の役割

- ① 信託引受管理部門は、取締役会等が定めた信託引受管理方針に則り、信託引受管理に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。

また、必要に応じて、当該内部規程に則り、信託引受管理に係る業務細則を制定しているか。

- ② 信託引受管理部門は、信託引受管理に係る内部規程・業務細則において、金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という。）で定められた勧誘方針を定めているか。また、信託引受管理部門は、金融商品販売法で定められた勧誘方針を定めたとき、又はこれを変更したときには、速やかに公表しているか。
- ③ 信託引受管理部門は、以下の事項に留意し、商品・業務別特性に応じた適正な信託引受管理を行っているか。
 - イ. 所管する取扱商品のラインナップを把握しているか。
 - ロ. 各商品・業務に伴うリスクなどを把握し、信託引受上の留意点を検討しているか。
 - ハ. 勧誘する商品が必要な審査を受け、承認されたものであるかを確認しているか。
- ④ 信託引受管理部門は、営業担当者が信託引受に係る法令等を遵守し、適正な信託引受が行えるよう、例えばチェックリストや委託者との詳細な面談記録を用いるなど、営業担当者に引受手順を確認させる方策を講じているか。
- ⑤ 信託引受管理部門は、信託引受の適正性を確保するための研修等を実施し、営業推進部門等の管理者や営業担当者に理解させているか。
- ⑥ 信託引受管理部門は、営業担当者の上記引受手順を事後検証するなどして信託引受の状況を的確に把握しているか。
- ⑦ 信託引受管理部門は、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。

3. 営業推進部門等における管理者の役割

- (1) 営業推進部門等における管理者は、信託契約による信託引受が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、営業推進部門等における信託引受の状況を的確に把握し、信託引受の適正性を確

保するための適切な方策を講じているか。

例えば、

- ① 営業推進部門等における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。例えば、営業担当者の引受手順に問題がないか検証しているか。
 - ② 営業担当者に対し、信託引受に係る法令等遵守の重要性を認識させ、信託引受管理部門の制定した内部規程・業務細則に従った適正な引受を行うよう指導・教育しているか。
 - ③ 営業担当者が信託引受時に把握した信託引受に係る問題等を、速やかに報告させ実態把握を行っているか。
 - ④ 信託引受に係る問題等が認められた場合には、速やかに当該問題等を信託引受管理部門に報告し、改善策について、信託引受管理部門と協議しているか。
 - ⑤ 信託引受に係る問題等の原因分析について、営業担当者からの聴取のみならず、自らも委託者等に対して確認を行うなど実効的に行っているか。
- (2) 営業推進部門等における管理者は、遅滞なく、信託引受管理部門、コンプライアンス統括部門や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。

Ⅱ. 信託引受の適正性

1. 委託者の属性に応じた信託引受（適合性の確保）

- (1) 信託契約による信託の引受の際には、委託者の保護の観点から、法令、内部規程・業務細則に基づき、委託者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明を行っているか。
- (2) 適正な信託の引受を行うため、商品・業務ごとの特性に応じて、委託者の情報を収集・記録する手段（例えば、顧客カードやチェックリストなど）を活用し、委託者の知識、目的、経験、財産の状況等の属性を適切に把握しているか。
- (3) 把握された委託者の属性は、合理的根拠を有し、適合性の判断を行うために十分であるか。
- (4) 把握された委託者の属性に沿った勧誘を行っているか。

例えば、以下の事項につき留意しているか。

- ① 安定運用志向の委託者に対し、十分な説明をせず、ハイリスク商品を勧誘していないか。
- ② 委託者の投資目的に合わない商品を勧誘していないか。
- ③ 経済合理性に欠ける取引の勧誘をしていないか。

2. 情報提供の適正性

- (1) 信託契約による信託の引受を行うときには、あらかじめ、委託者に対し、法令（兼営法、信託業法、金融商品販売法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律など）で定められている事項について不足なく説明しているか。
- (2) 委託者の保護の観点から、商品・業務別特性に応じて、委託者が必要となる情報を委託者に不足なく提供し説明責任を果たしているか。例えば、以下の点に配慮して情報提供を行っているか。
 - ① リスクの高い商品や仕組みが複雑な商品の販売時には、委託者の理解力に配慮した情報提供を行うこと。
 - ② 投資上の利益だけでなく、リスク等の不利益事項の説明など委託者の視点に立った情報提供を行うこと。
- (3) 内部規程・業務細則において、法令上、説明の省略が認められるケースが明確化され、それに応じて適正に行われているか。
- (4) 勧誘資料等には、表示媒体や商品・業務別特性に応じて、委託者が必要となる情報について不足なく適切に表示され、説明責任を果たす内容となっているか。例えば、以下の点が留意されているか。
 - ① 契約期間、契約内容、引受条件及び予定配当率等が適切に表示されているか。
 - ② 契約の重要事項につき委託者に誤解を与える表示となっていないか。例えば、商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せて分かりやすく示さないことにより、委託者に著しく有利との誤解を与えていないか。
 - ③ 商品・サービス等に係る表示が客観的事実に基づくものとなっているか。
 - ④ 商品内容、リスクなどの表示は、委託者にとって理解しやすいものと

なっているか。

- (5) 勧誘資料等について、内部規程・業務細則に従い、事前にリーガル・チェック等を受けることとされているか。

3. 信託引受に係る行為準則等

(1) 信託引受に係る禁止行為

信託契約による信託の引受に関して、委託者の保護の観点から禁止される次の行為を行っていないか。

① 不実の告知等の禁止

虚偽の表示をし、又は委託者の投資判断に重大な影響を及ぼすような事項について誤解を招くような表示を行う等をして、不適切な商品説明を行っていないか。

② 不確実な事項の断定的判断の提供の禁止

委託者の投資判断を不当に歪めるような断定的判断の提供を行っていないか。

③ 特別な利益を提供する約束又は提供する行為の禁止

特別な利益を提供することを約束すること、又はこれを提供する行為を行っていないか。

④ 損失補填・利益補足の約束又は行為の禁止

法令の定めにより一定の損失補填及び利益の追加が認められている信託商品を除いて、信託商品投資に伴って委託者に生じた損失を補填し、又はあらかじめ一定額の利益を得なかった場合に利益を補足することを約束していないか。また、損失補填行為・利益補足行為を行っていないか。

⑤ 信託契約締結を条件とした信用供与の禁止

委託者の保護に欠けるおそれがない場合を除いて、受託者との間で信託契約を締結することを条件に、受託者の利害関係人が委託者に対して信用供与を行い、又は信用供与を約束していることを知りながら、委託者との間で信託契約を締結していないか。

⑥ 優越的地位を利用した信託契約締結の禁止

委託者に対して、受託者又は受託者の利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託商品の購入を強制していないか。

⑦ その他法令に違反する行為の禁止

(2) 不適切なスキーム等の提供の防止

損失隠し、開示逃れ、不公正な損益計上等、各当事者につき一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しない会計処理を招来する可能性があるスキーム等を提供し、信託引受を行っていないか。

4. 信託引受の際の書面交付の適正性

(1) 内部規程・業務細則において、信託引受の際に委託者に交付すべき書面の記載内容や交付方法などが明確化されているか。これに従い、作成及び交付が適正に行われているか。

(2) 上記書面は、リーガル・チェック等を受けることとされているか。

(3) 内部規程・業務細則において、上記書面の交付を省略しうるケースが明確化され、当該書面交付を省略する取扱いが適正に行われているか。

5. 商品・業務別特性に応じた着眼点（例示）

(1) 合同運用指定金銭信託・貸付信託

元本補填契約や利益補足契約が付された預金類似商品については、一般個人が、預金との差異を明確に認識しないまま、投資を行う可能性がある。

また、合同運用指定金銭信託及び貸付信託には、元本補填契約が付されたものとそうでないもの（実績配当型の商品）が並存しており、これらの商品に対しても、多くの一般個人が投資している。こうした特性を踏まえ、例えば、以下の点に留意した適正な信託引受が行われているか。

① 予定配当率（合同運用指定金銭信託の場合）や予想配当率（貸付信託の場合）について、利回りが保証又は一定の利回りが保証されているかの如き誤解を与えるような説明や表示となっていないか。

② 元本補填契約や利益補足契約が付与されていない信託の引受の際には、元本や利益が保証されているかの如き誤解を与えるような説明や表示となっていないか。

③ 中途解約や買取請求が不可能な期間、中途解約時に所定の解約手数料（貸付信託の場合には、所定の買取割引料）を徴求することを説明しているか。

④ 恣意的な運用実績を提示し、委託者及び受益者にとって有利であるか

の如き誤解を与えるような説明や表示となっていないか。

(2) 互助年金信託

互助年金信託は、公益法人として組織された公務員等の互助団体の会員である公務員等の退職金を原資として、二つの信託の仕組み（会員口（委託者は会員）・団体口（委託者は団体））を利用し、信託兼営金融機関が互助団体と提携して運用する信託である。そのため、互助団体の制度運営に着目する必要がある。こうした特性を踏まえ、例えば、以下の点に留意した適正な信託引受が行われているか。

- ① 互助団体の組織性を検証（架空組織・反社会的勢力に該当しないことの確認など）しているか。
- ② 互助団体が定める互助年金規定などを確認しているか。
- ③ 互助年金信託（会員口）の収益金は団体口へ入金されることを会員及び互助団体に説明しているか。
- ④ 互助団体が団体口に信託できる財産は会員口の収益金であることを互助団体に説明しているか。
- ⑤ 互助団体が制度運営責任を負い、計画的な財産運営が必要となることを互助団体に説明しているか。

(3) 勤労者財産形成信託

勤労者財産形成信託は、勤労者から事業主等を通じて委託された積立金を金銭信託等で運用していく商品であるが、契約制限や払出制限等の制約を伴うという特性を踏まえ、例えば、以下の点に留意した適正な信託引受が行われているか。

- ① 勤務先の制度によっては、勤労者が契約できない財形種類・商品があることを適切に説明しているか。
- ② 住宅財形信託・年金財形信託については、原則として勤労者財産形成促進法が定める一定の要件を満たす場合のみ払出が認められることを説明しているか。

(4) 土地信託

土地信託は、受託者が建物の建設や資金調達を行い、不動産賃貸などを営むいわゆる事業執行型の信託である。そのため、運用期間が長期にわたり、信託事業収支如何で元本が毀損し、ひいては、委託者兼受益者が追加費用を負担するおそれがあり、委託者兼受益者に帰属するリスクが大きい。

こうした特性を踏まえ、例えば、以下の点に留意した適正な信託引受が行われているか。

- ① 信託期間が長期にわたる、受託者が事業執行に係る広範な裁量権を有しているといった土地信託の特性を踏まえ、商品内容やリスクの説明においては、テナントの空室率の上昇による影響など複数のシナリオによる例示を取り入れ、取引の概要や取引に係る損失の危険に関する事項その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面を交付するなどの方法により、委託者に対し十分な説明を尽くしているか。
- ② 業績が悪化した場合においても配当が継続されるかの如き誤解を与えるような説明や表示となっていないか。
- ③ 修繕積立金等の積立の必要性について適切に説明しているか。

(5) 年金信託

年金信託は、企業や団体が実施する年金制度に必要とされる幅広い業務を包括的に引き受ける信託であるが、主に将来の年金や一時金を給付するために積み立てられる資産の運用を行うため、運用に関する情報提供が適正に行われる必要がある。こうした特性を踏まえ、例えば、以下の点に留意した適正な信託引受が行われているか。

- ① 次に掲げる重要事項について事前に十分な情報提供を行っているか。
 - イ. 運用商品の仕組み及びリスク・リターンの特性
 - ロ. リスク（市場変動リスク、為替リスク、信用リスク等）負担の帰属
 - ハ. 運用スタイル及び手法
 - ニ. 運用手順及び運用態勢
 - ホ. ベンチマークや許容されるリスクテイクの度合い
 - ヘ. 報酬算定方法及び契約解除の制約の有無
 - ト. デリバティブ利用の可否
- ② 過去の運用実績の提示は、真実に基づき適切に開示しているか。

例えば、以下の事項につき留意しているか。

 - イ. 恣意的な運用実績を提示し、委託者及び受益者にとって有利であるかの如き誤解を与えるような説明や表示となっていないか。
 - ロ. 過去の運用実績の説明を行う際は、売買の時期等の前提条件を適切に説明しているか。
 - ハ. 過去の運用実績が、将来の運用成績を保証するものでないことを説

明しているか。

Ⅲ. 信託契約代理店管理の適正性

信託兼営金融機関が信託契約締結等を委託するに当たっては、信託契約代理店が業務委託契約や法令等に定められた事項等を遵守し、適正な信託契約代理業務を行うことができるよう、信託兼営金融機関は、信託契約代理店管理の適正性を確保する必要がある。

1. 信託契約代理店の選定に係る審査

- (1) 審査に係る内部規程・業務細則を定めているか。
- (2) 信託契約代理店が、規模・特性に応じて、適切に信託契約代理業務を遂行できる態勢となっていることを確認しているか。例えば、信用力及び信託契約代理業務の実施態勢を確認しているか。
- (3) 信託契約代理店が、委託元の信託兼営金融機関に対し、信託契約代理業務に関する十分な情報を提供する態勢となっていることを確認しているか。
- (4) 信託契約代理店が、他の信託兼営金融機関の信託契約代理店を併営する、いわゆる乗合代理店である場合には、委託元の信託兼営金融機関の取り扱い商品と、他の信託兼営金融機関の取り扱い商品とを峻別して明示するなど、顧客の誤認を防止する態勢となっていることを確認しているか。
- (5) 信託契約代理店が、信託兼営金融機関と齟齬のある顧客対応を行うことで、委託者に混乱を招くことがないように、顧客対応が適正に行われる態勢となっていることを確認しているか。
- (6) 信託契約代理店が、信託契約の締結の代理又は媒介を行い、委託者から財産の預託を受けた場合に、当該財産を自己の財産及び他の顧客の財産と分別管理する態勢となっていることを確認しているか。

2. 業務委託契約の内容

- (1) 業務委託契約には、信託契約代理店との合意事項等、法令等により求められる条件を定めているか。また、業務の特性と必要に応じ、その管理に必要な報告等を求める監督・検査権限を明記する等、業務委託契約は、信託契約代理店に対する監督を実効的に行うことができる内容となっているか。

るか。

- (2) 業務委託契約においては、当該契約の遂行に伴って生じる信託契約代理店の説明責任の範囲、その他紛争の防止や適正処理のために必要な事項を定めているか。
- (3) 委託者又は受益者の保護のため、必要に応じて信託契約代理店との委託契約を解除できるように定めているか。

3. 信託契約代理店の管理態勢

(1) 信託契約代理店の業務運営実態の把握

信託契約代理店の法令等の遵守状況に関し、内部監査等を踏まえた報告を信託契約代理店から定期的に受ける等、実効性のある確認を行える態勢となっているか。

(2) 信託契約代理店の業務運営の定期的評価

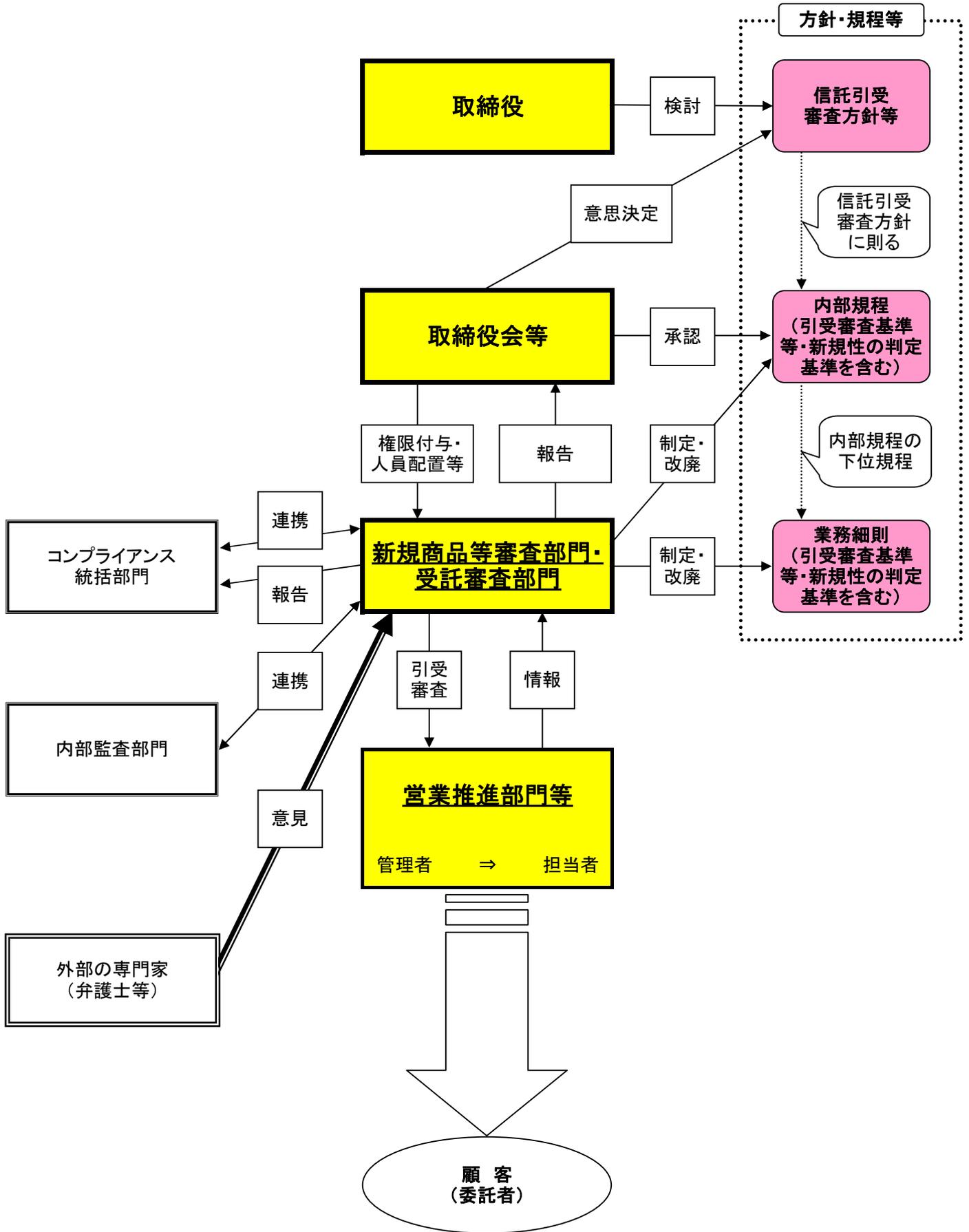
- ① 信託契約代理店の業務遂行能力・信用力等について、定期的に評価を行っているか。
- ② 内部管理の状況及びその有効性を評価するため、信託契約代理店の内部監査・委託元の信託兼営金融機関自らが行った監査の実施状況など十分な情報を入手しているか。

(3) 問題の是正等

信託契約代理店で発生した業務執行上の問題点について、信託契約代理店に対して速やかに是正を求めるとともに、是正状況の報告を求める態勢となっているか。

信託引受審查態勢

「信託引受審査態勢」のイメージ図



信託引受審査態勢

【信託引受審査態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 委託者及び受益者の保護を図るためには、信託契約の締結の時点までに適切な引受審査が行われ、法令等及び信託契約に基づく信託業に係る業務の履行が可能な信託のみを引き受ける態勢を確保することが重要である。また、信託業に係る業務をとりまく経営環境に大きな変化が見られる中で、信託兼営金融機関自らが信託の引受に伴う様々なリスクを的確に把握・管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営を確保していくことが重要である。そのためには、信託兼営金融機関において、新規商品や新規スキーム等に関する事前の審査（以下「新規商品等審査」という。）及び信託の引受前における受託審査（以下「受託審査」という。）（新規商品等審査及び受託審査を併せて「信託引受審査」という。以下同じ。）を適正に行う態勢が整備され、信託引受審査を行う部門がその役割を適正に発揮する必要があることから、信託引受審査態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリストにより、信託引受審査態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託引受審査態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) 本チェックリストにより信託引受審査態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。
- (4) 信託商品の特性は区々であり、本検査マニュアルの適用に当たっては、信託商品の多様な商品特性に配慮し、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

【信託引受審査態勢の確認検査用チェックリスト】

I. 信託引受審査態勢

1. 信託引受審査態勢の整備・確立状況

(1) 信託引受審査方針等の整備・確立

- ① 取締役は、信託引受審査が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託引受審査の状況を的確に把握し、適正な信託引受審査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、関連部署等に一任することなく明確な意思決定がなされているか。加えて、上記方針等は、組織内に周知されているか。また、上記方針等は、定期的にあるいは必要に応じ随時見直されているか。

(2) 信託引受審査のための組織・内部規程の整備等

- ① 取締役会等は、適正な新規商品等審査態勢及び受託審査態勢を整備・確立するために、新規商品等審査を行う部門（以下「新規商品等審査部門」という。）及び受託審査を行う部門（以下「受託審査部門」という。）につき、営業推進部門等から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、新規商品等審査部門及び受託審査部門が、審査以外の業務との兼務をする場合、営業推進部門等からの干渉を防止する態勢となっているか。
- ② 取締役会等は、新規商品等審査部門及び受託審査部門に対し、信託引受審査の適正性を管理するために必要な権限を与えているか。
- ③ 取締役会等は、新規商品等審査部門及び受託審査部門に、信託引受審査に係る法令等及びその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適正な規模で配置しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
- ④ 取締役会等は、適正な審査のための手続を明確に定めた内部規程を新規商品等審査部門及び受託審査部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、取締役会等が定めた信託引受審査方針に合致していることを確認した上で承認しているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、新規商品等審査部門及び受託審査部門が、信託引受審査に係る情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は委託者及び受益者の利益が著しく阻害される一切の事案について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。
- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 新規商品等審査部門及び受託審査部門の態勢と役割

(1) 新規商品等審査部門及び受託審査部門による引受審査態勢

- ① 新規商品等審査部門・受託審査部門の管理者は、信託引受審査が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託引受審査の状況を的確に把握し、適正な信託引受審査を行うための方策を講じる態勢を整備しているか。
- ② 情報の取得
新規商品等審査部門及び受託審査部門は、適切な審査を行うために必要な情報を取得する態勢を整備しているか。
- ③ 審査の客観性の確保
新規商品等審査部門及び受託審査部門は、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の意見を取得する等、審査が客観的に行われる態勢を整備しているか。
- ④ 審査内容の記録及び保存（稟議書等の保存）
新規商品等審査部門及び受託審査部門は、審査における検討経緯や調査結果が正確に記録され、保存される態勢を整備しているか。
- ⑤ 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、審査を通じて把握された信託引受審査に係る問題等をコンプライアンス統括部門に報告する態勢を整備しているか。
- ⑥ 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、審査に係る問題等の実態を把握した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、問題等を是正し、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

(2) 新規商品等審査部門及び受託審査部門の役割

- ① 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、取締役会等が定めた信託引受審査方針に則り、信託引受審査に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。

また、必要に応じて、当該内部規程に則り、信託引受審査に係る業務細則を制定しているか。

② 事前審査

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、信託引受審査に係る内部規程・業務細則において、営業推進部門等が顧客等に対し新規商品等の勧誘を行う前に、新規商品等審査部門の審査を経なければならないことを定めているか。

また、信託兼営金融機関が信託引受を行う前に、受託審査部門の審査を経なければならないことを定めているか。

③ 引受審査基準等

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、信託引受審査に係る内部規程・業務細則において、法務リスクやレピュテーション・リスクを含む各種リスク管理の観点から、委託者の目的、適合性、信託財産の特性等を十分に踏まえた引受審査基準等を定めているか。

④ 新規性の判定基準

新規商品等審査部門は、信託引受審査に係る内部規程・業務細則において、勧誘する商品・スキームが新規商品等に該当するかどうかを判定するための明確な基準を設けているか。また、その基準が営業担当者に周知徹底され、新規商品等が全件適切に審査されるような方策を講じているか。

- ⑤ 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。

3. 営業推進部門等における管理者の役割

- (1) 営業推進部門等における管理者は、信託引受審査が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直

接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、営業推進部門等における信託引受の状況を的確に把握し、信託引受審査の適正性を確保するための適切な方策を講じているか。

例えば、

- ① 営業推進部門等における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。例えば、営業担当者が、内部規程・業務細則に則り、適切な審査を行うために必要な情報を取得しているか、新規商品等の審査を経ずに勧誘を行っていないかといった点を検証しているか。
 - ② 営業担当者に対し、信託引受審査に係る法令等遵守の重要性を認識させ、内部規程・業務細則に則って業務を遂行するよう指導・教育しているか。例えば、内部規程・業務細則に則って信託引受審査に必要な情報を取得するよう、また、新規商品等の勧誘を行う前に審査を経るよう指導・教育しているか。
 - ③ 信託引受に係る契約書の作成に当たって、営業推進部門等における自主的な検証を行っているか。例えば、契約内容が、内部規程・業務細則に則っているか、また、信託引受審査の結果を反映した内容となっているかといった点を検証しているか。
- (2) 営業推進部門等における管理者は、遅滞なく、新規商品等審査部門及び受託審査部門、コンプライアンス統括部門や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。

II. 信託引受審査の適正性

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、以下のような観点から十分な審査を行う態勢となっているか。

1. 共通項目

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、商品・スキームの特性及び契約の内容について検討し、内部規程・業務細則に従い、適切な信託財産の引受を確保する態勢となっているか。

例えば、

(1) 法令等による禁止等

- ① 信託契約の内容・スキームが、脱法的信託、訴訟信託、マネーロー

ンダリング、受託者の利益享受の制限、その他法令等により禁止されるものでないか確認する態勢となっているか。

- ② 信託財産が、契約上の制限又は法令等により信託引受（信託的譲渡）を禁止又は制限されたものでないことを確認しているか。また、信託引受（信託的譲渡）を行うために関係者の同意等が必要な場合、適切にこれらを取得することができるか検討しているか。

(2) 提供する信託業に係る業務の適切性

受託者として行う信託業に係る業務の内容が、法令等及び信託の本旨に従い履行しうるものであるか否かを確認する態勢となっているか。

(3) 適合性の検証

新規商品等及び当該信託契約のリスク等の分析に基づき、委託者への適合性を十分検証する態勢となっているか。

(4) 委託者の目的の検証

信託契約の内容・スキームの全体像を把握した上で、信託兼営金融機関がスキームの中で果たしている役割に応じ、例えば、オリジネーターやアレンジャーから必要な情報を入手するなどの方法により、当該信託契約が委託者の不適切な目的に基づくものではないこと及び当該目的とスキームとが合致していることを検証する態勢となっているか。特に、以下のような場合には、より高度の注意を払って、委託者の目的及びスキームとの合致を詳細に確認・検証するものとなっているか。

- ① 経済的合理性に欠けるスキーム等
- ② 損失隠し、開示逃れ、不公正な損益計上等、各当事者につき一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しない会計処理を招来する可能性があるスキーム等
- ③ 脱税の疑いのあるスキーム又は節税を主たる目的としているスキーム等
- ④ 反社会的勢力が関係者となっている疑いがあるスキーム等
- ⑤ 公序良俗違反その他法令等違反行為又は法令等の潜脱となる疑いのあるスキーム等
- ⑥ 受益権譲渡価格が適正な価額（時価等）から乖離している疑いのあるスキーム等
- ⑦ 委託者の関係者（例えば、グループ会社）が受益者となっているスキーム等

ーム等

(5) スキームの関係当事者の確認

スキームの関係当事者の確認を適切に行っているか。また、関係当事者が反社会的勢力である等の、レピュテーション・リスクがある取引となっていないか検証する態勢となっているか。

(6) オフバランスを目的とする流動化案件の検証

信託を活用した、オフバランスを目的とする資産の流動化スキームについては、その対象となった信託財産が委託者の倒産の影響から隔離されているなどの要件を満たす必要があることから、信託兼営金融機関は、開示逃れ等の不公正な目的のために、信託が利用されることがないように、スキームの中で果たしている役割に応じて、例えば、オリジネーターやアレンジャーから必要な情報を入手するなどの方法により、当該オフバランス化の要件の充足性について、確認・検証する態勢となっているか。

また、必要に応じ、弁護士等から、スキーム及びそれに付随する信託契約等の内容を反映した意見書等を取得する態勢となっているか。

なお、会計に関する意見書等を取得する際には、監査法人等の独立性について留意しているか。

(7) 委託者に関する確認

信託契約の内容・スキームが委託者の営業の存続を前提にしている場合、営業の行き詰まりや営業の前提となる許認可の喪失等により、当該スキームが機能しなくなるおそれがあることを踏まえ、委託者の営業内容、許認可の取得等の状況を必要に応じて確認する態勢となっているか。

(8) 利益相反の検証

信託兼営金融機関が、受託者として、委託者に信託を用いた資産流動化による第三者等からの資金調達を行わせた上、合理的な理由もないのに、当該資金をもっぱら委託者が信託兼営金融機関に対して負担する債務の弁済に充当させる等の利益相反を防止する態勢となっているか。

(9) 受託金額の妥当性

受託金額（信託金額）については、委託者の不公正な会計処理を助長したり、受益者の利益を損なったりすることがないように、信託兼営金融機関がスキームの中で果たしている役割に応じて、例えば、オリジネーターやアレンジャーから必要な情報を入手するなどの方法により、その妥当性を確

認・検証する態勢となっているか。

2. 不動産を信託財産とする信託引受審査

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、不動産を信託財産とする信託契約・スキーム等又は信託設定後に不動産を信託財産とする予定のある信託契約・スキーム等につき、内部規程・業務細則に従い、上記1の共通項目に加え、信託兼営金融機関がスキームの中で果たしている役割に応じ、例えば、オリジネーターやアレンジャーから必要な情報を入手するなどの方法により、以下のような点を確認・検証の上、その引受の可否について十分な審査を行う態勢となっているか。

(1) 信託的譲渡の禁止又は制限の確認

上記1.(1).②については、信託財産が、農地法、外国人土地法、国有財産法、地方自治法等の法令等により信託引受（信託的譲渡）を禁止又は制限された不動産でないことを確認するものとなっているか。また、信託引受（信託的譲渡）に当局の許認可や関係者の同意等が必要な場合、適切にこれらを取得することができるか検討しているか。

(2) 建造物に関する法令等違反の有無の確認

建造物を受託した場合、信託兼営金融機関は、受託者として信託契約を履行する義務を負うとともに、当該物件の法的所有者としての責任も負うこととなる。こうした点を踏まえ、建造物の受託に関しては、建物診断報告書等により、法令等違反の有無を確認し、違反がある場合には、その実態（違反内容・軽重、対応方法）、委託者等の方針を詳細に把握した上で、合理的にみて是正可能な期間内に適法状態へ是正するなどにより、受託者としての所有者責任を履行することが可能か否かを検証する態勢となっているか。

また、委託者等が、当該違法物件から生じた損害について、表明保証に基づく責任ないし瑕疵担保責任を負う可能性があることを踏まえ、委託者等がこれらの責任を履行する能力があるのかとの観点から、委託者等の信用力を把握した上で、受託者としての所有者責任を適切に履行することが可能か否かを検証する態勢となっているか。

(3) 法的紛争等の確認

法的紛争等のある不動産を受託することは、信託事務の処理が困難とな

るため、権利関係、境界状況、その他不動産に関する紛争の有無について適切に確認するものとなっているか。

(4) 環境リスク等の確認

不動産を受託した場合、信託兼営金融機関は、受託者として信託契約を履行する義務を負うとともに、当該物件の法的所有者としての責任も負うこととなる。こうした点を踏まえ、土地については、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、六価クロム等の土壤汚染の有無、建造物については、アスベスト等の使用状況など、信託財産の環境リスク、委託者等の方針を適切に認識し、受託者としての所有者責任を適切に履行することが可能か否か検証する態勢となっているか。

また、委託者等が、当該環境リスクを有する物件から生じた損害について、表明保証に基づく責任ないし瑕疵担保責任を負う可能性があることを踏まえ、委託者等がこれらの責任を履行する能力があるのかとの観点から、委託者等の信用力を把握した上で、受託者としての所有者責任を適切に履行することが可能か否か検証する態勢となっているか。

3. 金銭債権を信託財産とする信託引受審査

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、金銭債権を信託財産とする信託契約・スキーム等又は信託設定後に金銭債権を信託財産とする予定のある信託契約・スキーム等につき、内部規程・業務細則に従い、上記1の共通項目に加え、信託兼営金融機関がスキームの中で果たしている役割に応じ、例えば、オリジネーターやアレンジャーから必要な情報を入手するなどの方法により、以下のような点を確認・検証の上、その引受の可否について十分な審査を行う態勢となっているか。

(1) 金銭債権の効力の有無の確認

信託財産である金銭債権が、民法その他の法令等により無効なものでないか確認しているか。

(2) 法的紛争等の確認

法的紛争等のある金銭債権を受託することは、信託事務の処理が困難となることを考慮して、債権に関する紛争の有無について適切に確認するものとなっているか。

また、法的紛争がある債権を信託財産とする場合、適切に処理すること

ができるか確認しているか。

(3) 債権の特定性の確認

受益者の利益を保護するとともに、受託者責任の拡大を防止する観点から、信託の引受に当たっては、信託財産の特定が求められる。例えば、将来債権を信託財産とする場合には、信託財産の対象の明確化に留意するなど、信託財産が特定できる態勢となっているか。

(4) 金銭債権の状況の把握

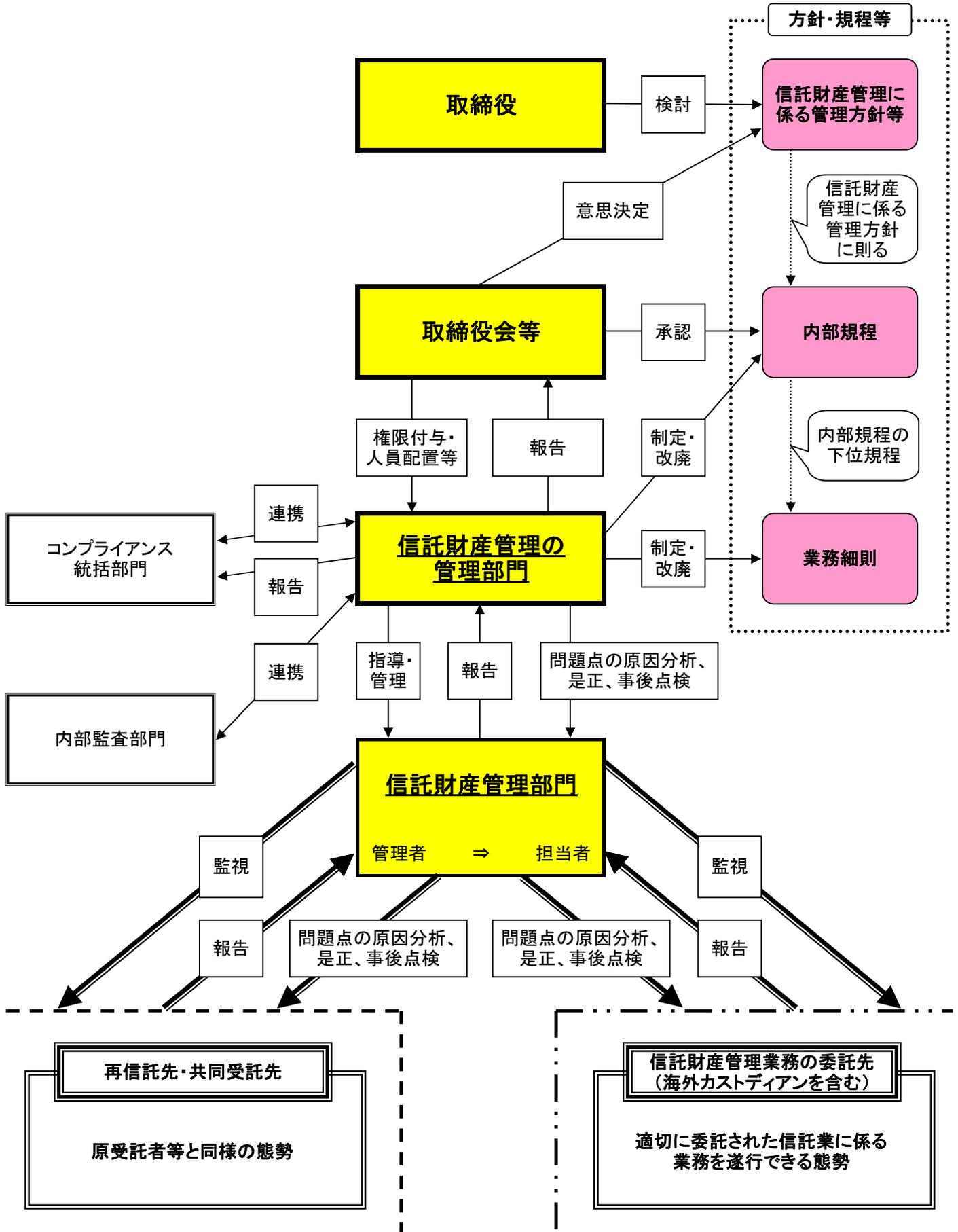
信託の引受に当たっては、善管注意義務を適切に履行するとの観点から、金銭債権に係る信用リスク等の状況を把握する態勢となっているか。

4. 特約付き商品に係る信託引受審査

合同運用指定金銭信託(一般口)等については、委託者の目的に応じた特約を信託約款に付与することができるが、他の委託者等から委託された信託財産と併せて運用されることから、特約内容が、単一の合同運用団形成を妨げるものであってはならない。こうした特性を踏まえ、新規商品等審査部門及び受託審査部門は、内部規程・業務細則に従い、特約内容が金銭信託(一般口)約款のもつ基本的内容(運用により取得する財産の種類、収益計算方法の規定等)に反しないかを検証しているか。

信託財産管理に係る管理態勢

「信託財産管理に係る管理態勢」のイメージ図



信託財産管理に係る管理態勢

【信託財産管理に係る管理態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 信託財産の管理に当たっては、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適正な信託財産管理を行う必要があることから、信託財産管理に係る管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリストにより、信託財産管理に係る管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託財産管理に係る管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) 本チェックリストにより信託財産管理に係る管理態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。
- (4) 信託商品の特性は区々であり、本検査マニュアルの適用に当たっては、信託商品の多様な商品特性に配慮し、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

【信託財産管理に係る管理態勢の確認検査用チェックリスト】

I. 信託財産管理に係る管理態勢

1. 信託財産管理に係る管理態勢の整備・確立状況

(1) 信託財産管理に係る管理方針等の整備・確立

- ① 取締役は、信託財産の管理が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産管理の状況を的確に把握し、適正な信託財産管理に係る管理態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、関連部署等に一任することなく明確な意思決定がなされているか。加えて、上記方針等は、組織内で周知されているか。また、上記方針等は、定期的にあるいは必要に応じ随時見直されているか。

(2) 信託財産管理に係る管理のための組織・内部規程の整備等

- ① 取締役会等は、適正な信託財産管理に係る管理態勢を整備・確立するために、信託財産管理に係る管理を担当する部門（以下「信託財産管理の管理部門」という。）につき、信託財産管理部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、信託財産管理の管理部門が、信託財産管理に係る管理以外の業務との兼務をする場合、信託財産管理部門からの干渉を防止する態勢となっているか。
- ② 取締役会等は、信託財産管理の管理部門に対し、信託財産管理の適正性を管理するために必要な権限を与えているか。
- ③ 取締役会等は、信託財産管理の管理部門に、信託財産管理に係る法令等及びその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適正な規模で配置しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
- ④ 取締役会等は、適正な信託財産管理に係る管理のための手続を明確に定めた内部規程を信託財産管理の管理部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、取締役会等が定めた信託財産管理に係る管理方針に合致していることを確認した上で承認しているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、信託財産管理の管理部門が、信託財産管理に係る情報

のうち、経営に重大な影響を与える、又は委託者及び受益者の利益が著しく阻害される一切の事案について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 信託財産管理の管理部門の態勢と役割

(1) 信託財産管理の管理部門による管理態勢

- ① 信託財産管理の管理部門の管理者は、信託財産の管理が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産管理の状況を的確に把握し、適正な信託財産管理を行うための方策を講じる態勢を整備しているか。
- ② 信託財産管理の管理部門は、再信託先、共同受託先及び海外カストディアン等の業務委託先において、委託者及び受益者に影響や損失を与える事故・障害が発生するおそれがないかということ及び実際に事故・障害が発生していないかということを、信託財産管理部門に監視させる態勢を整備しているか。
- ③ 信託財産管理の管理部門は、再信託先、共同受託先の信託財産管理の管理部門及び業務委託先が把握した信託財産管理に係る問題等を、再信託先、共同受託先及び業務委託先から信託財産管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。
- ④ 信託財産管理の管理部門は、信託財産管理部門の管理者をして、把握した信託財産管理に係る問題等（再信託先、共同受託先及び業務委託先において把握した信託財産管理に係る問題等を含む。）を信託財産管理の管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。

また、必要に応じ、当該問題等をコンプライアンス統括部門に報告する態勢を整備しているか。

- ⑤ 信託財産管理の管理部門は、信託財産管理に係る問題等の実態を把握した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、信託財産管理部門の管理者に対し、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備

しているか。

また、再信託先、共同受託先及び業務委託先に対しては、信託財産管理部門を通じ、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

(2) 信託財産管理の管理部門の役割

- ① 信託財産管理の管理部門は、取締役会等が定めた信託財産管理に係る管理方針に則り、信託財産管理の管理に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。

また、必要に応じて、当該内部規程に則り、信託財産管理の管理に係る業務細則を制定しているか。

- ② 信託財産管理の管理部門は、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。

3. 信託財産管理部門における管理者の役割

- (1) 信託財産管理部門における管理者は、信託財産に係る管理が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産管理部門における信託財産管理の状況を的確に把握し、信託財産管理の適正性を確保するための適切な方策を講じているか。

例えば、

- ① 信託財産管理部門における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。
- ② 信託財産管理に係る担当者に対し、信託財産管理に係る法令等遵守の重要性を認識させ、信託財産管理の管理部門の制定した内部規程・業務細則に従った適正な信託財産管理を行うよう指導・教育しているか。
- ③ 信託財産管理に係る担当者が信託財産の管理において把握した信託財産管理に係る問題等を、速やかに報告させ実態把握を行っているか。
- ④ 信託財産管理に係る問題等が認められた場合には、速やかに当該問題等を信託財産管理の管理部門に報告し、改善策について、信託財産管理の管理部門と協議しているか。

- (2) 信託財産管理部門における管理者は、遅滞なく、信託財産管理の管理部門、コンプライアンス統括部門や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。

Ⅱ. 信託財産管理の適正性

1. 信託財産分別管理の適正性

信託兼営金融機関が、受託した信託財産を自己の固有財産や他の信託財産と混合した場合、自己の目的又は他の信託目的のために流用され信託財産に損害を与えるおそれがある。そこで、委託者及び受益者の保護の観点から、適切な方法により、信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を適切に判別できる状態で管理することが必要である。このような観点から、例えば、以下の点に留意して法令等が求める分別管理を適正に行う態勢となっているか。

- (1) 信託財産の分別管理の方法を、内部規程・業務細則により明確に定めているか。
- (2) 信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分するため財産の種類、特性等に応じた管理がなされているか。また、当該信託財産に係る受益者が判別できるよう、信託契約の種類に応じた管理がなされているか。
- (3) 資産の実在性を担保するために、帳簿上の残高と現物の保管残高が財産の種類、特性等に応じて定期的に照合されているか(リコンサイル作業)。
- (4) 信託財産の処理及び計算を明らかにするための帳簿(信託勘定元帳、総勘定元帳)は、法令等に従い適正に作成され、保存されているか。また、当該信託の利害関係者からの帳簿閲覧請求がある場合は、内部規程・業務細則に基づき適切に対応しているか。
- (5) コンピュータシステムにおいて、信託財産と自己の固有財産及び他の信託財産と区分して記録している場合、直ちに帳簿が作成できる態勢となっているか。また、コンピュータシステムのバックアップ態勢が整備されているか。
- (6) 信託の公示として、信託財産の登記又は登録の制度のある財産権について、内部規程・業務細則に基づき適切な処理が行われているか。

- (7) 法令等に基づき信託財産の管理を第三者に委託する場合には、委託を受けた者が信託財産の管理を法令等に規定する方法により適正に行うことを確保するための十分な態勢を整備しているか。

2. 約定照合・受渡決済の適正性

信託兼営金融機関が、委託者等の運用指図権者の指図に従い信託財産に係る取引を行う場合は、信託財産管理部門において、運用指図の内容と発注先の証券会社等からの約定連絡の内容が一致しているかを適正に照合し、受渡決済を行うことが求められる。そのため、例えば、以下の点に留意して適正に約定照合及び受渡決済が行われているか。

- (1) 約定照合及び受渡決済に係る事務処理手順について定めた内部規程・業務細則が制定されているか。
- (2) 委託者等から送付された運用方法指図書と証券会社等の取引相手先から送付された取引報告書（コンファメーション）の照合が内部規程・業務細則に基づき適切に行われているか。なお、運用方法指図書と取引報告書の内容をシステム上で照合する場合には、別々の担当者が入力を行うことが望ましい。
- (3) 運用方法指図書と取引報告書を照合し、一致しなかった場合には、速やかに原因を調査し、内部規程・業務細則によりあらかじめ定められている方法に基づき適正に当該不一致が修正されているか。
- (4) 委託者及び受託者等の間で締結した協定書に係る合意事項の異例扱いを行う場合は、内部規程・業務細則に基づき、適正に行われているか。
- (5) 約定照合後における資金決済の指図及び当該指図に基づいた受渡は、内部規程・業務細則に基づき適正に行われているか。また、受渡結果について、適切に確認されているか。

3. コーポレートアクション等の権利保全の適正性

株式や社債の価値に変動を及ぼす株主割当、会社合併及び会社分割等のコーポレートアクションについては、適時適切に処理がされない場合には、信託財産に損害を与えるおそれがある。そのため、例えば、以下の点が守られているか。

- (1) コーポレートアクションに際しての権利保全手続について、内部規程・

業務細則が制定され、遵守されているか。

- (2) コーポレートアクションについて、迅速かつ的確に情報収集を行い、機会損失が防止されているか。特に、外国株式・社債に係る配当、分割、会社合併等の情報については、海外カストディアンや情報提供会社等から正確な情報を入手する態勢となっているか。
- (3) コーポレートアクションの情報については、必要に応じて、速やかに委託者等に連絡を行い、委託者等からの指図に基づき適切に処理されているか。
- (4) コーポレートアクションに関する記帳処理が適切に行われているか。
- (5) 利金、配当金に係る外国証券還付税金について、海外カストディアンを通じ、現地税当局に申請後、還付金が入金されるまでの間、定期的に海外カストディアンに照会を行うなど、還付状況が適切に管理されているか。
- (6) 税金還付の都度、受益者への返還等の適切な処理が行われているか。
- (7) 株主優待物の処分方法は、処分が恣意的になることを防止するために、受入、確認及び処分方法（例えば、品物については廃棄する等）を定めた内部規程・業務細則に基づき適切に処理されているか。

4. 有価証券の貸付（レンディング）の適正性

信託財産である有価証券の貸付を行う際には、委託者に有価証券の貸付に係るリスク・リターンを説明した上で、信託財産に損害を与えないように貸付先の信用リスクの管理及び貸付に係る担保管理等を行う必要がある。そのため、例えば、以下の点が守られているか。

- (1) 有価証券の貸付を行う際に、取引先の選定基準、取引金額の上限（クレジットライン）等を定めた内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- (2) 取引先の選定については、財務状況や格付をもとに信用リスクを判断し、当該リスクに応じた取引金額の上限が内部規程・業務細則に定められているか。また、取引金額の上限については、定期的に見直し等が行われているか。
- (3) 担保金の値洗い処理や担保金の再運用の選定などの担保管理は、内部規程・業務細則に基づき適切に行われているか。

5. 金庫株専用信託の管理の適正性

信託財産において、委託者の自己株式（金庫株）を取得することは、インサイダー取引等の不公正取引に該当するおそれがある。インサイダー取引等の不公正取引を防止するために、委託者の未公表の重要情報から自己株式買付担当者を遮断するなど、例えば、以下の点が守られているか。

(1) 委託者の未公表の重要情報が適切に管理されているか。

例えば、以下の点が守られているか。

- ① 自己株式買付担当者に対して、自己株式の買付に係る情報以外の委託者の未公表情報が伝達されていないか。
- ② 委託者に未公表の重要情報がある場合に、委託者から自己株式に関する指図を受けていないか。
- ③ 自己株式買付担当者は、買付の事実に係る情報管理の徹底を図っているか。

(2) 上場会社の自己株式の買付については、法令等で規定されている相場操縦規制に違反しないように行われているか。

6. 金銭債権の管理の適正性

信託財産である金銭債権の管理においては、特に、以下の点に留意し、信託契約の条項を遵守する態勢となっているか。

- (1) 対抗要件の具備（疎明資料の保管も含む。）
- (2) 原債権の回収状況管理（各債権の貸倒れ、延滞、中途解約、期前弁済等）
- (3) 債権買戻し等への対応
- (4) 費用計算（事務委任手数料、バックアップサービス手数料、信託報酬、税金等）
- (5) 資金回収
- (6) 信託決算
- (7) 配当支払
- (8) 各種報告書（信託財産状況報告書等）作成
- (9) 各種トリガー条項の監視
- (10) 受益権者に対する償還方法（元本均等償還、パススルー償還等）の管理・変更等

7. 不動産の管理の適正性

- (1) 信託財産である土地・建物の管理においては、特に、以下の点に留意し、信託契約の条項を遵守する態勢となっているか。
 - ① 対抗要件の具備（疎明資料の保管を含む。）
 - ② 契約管理（テナントとの賃貸借契約の締結、変更、更改等）
 - ③ 収支管理（賃料、共益費等の金銭の收受や修繕費等の費用の支払、決算事務などの計算事務）
 - ④ 保守管理（設備等の保守、清掃衛生管理、警備等）
- (2) 環境リスクなど問題のある土地・建物を受託した場合、委託者・受益者の方針や指図を踏まえ、所有者責任及び受託者責任の観点から必要な方策（例えば、当該問題に係る状況変化を把握するための監視、当該問題の治癒など）を講じているか。

Ⅲ. 信託財産管理業務の委託の適正性

1. 信託財産管理業務の委託

- (1) 信託契約において、信託業に係る業務の一部を委託すること及び信託業に係る業務の委託先について定めているか。
- (2) 委託することが確定していなくても、将来委託することが想定されるときには、信託契約において委託先の選定に係る基準及び手続について定めているか。

2. 業務委託先の選定に係る審査

- (1) 審査に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- (2) 業務委託先が、規模・特性に応じて、適切に委託された信託業に係る業務を遂行できる態勢となっていることが確認されているか。例えば、信用力及び分別管理体制などの資産管理態勢の状況が確認されているか。
- (3) 業務委託先が、委託元の信託兼営金融機関に対し管理状況に関する十分な情報を提供する態勢となっていることが確認されているか。
- (4) 業務委託先に対する報酬を信託財産から徴求している場合等において、当該委託先が委託元の信託兼営金融機関の利害関係人である場合は、信託契約において、利害関係人取引を行うこと及び利害関係人取引の概要につ

いての定めがあり、かつ受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合を除き、利害関係人取引が禁止されていることを踏まえ、必要な内部規程・業務細則の整備や法令上の要件を満たしていることを検証する態勢となっているか。

3. 業務委託契約の内容

- (1) 業務委託契約には、業務委託先の分別管理義務等、兼営法等により求められる条件及び業務委託先との合意事項等の条件を定めているか。また、業務の特性と必要に応じ、その管理に必要な報告等を求める監督・検査権限を明記する等、業務委託契約は業務委託先に対する監督を実効的に行うことができる内容となっているか。
- (2) 業務委託契約においては、当該契約の遂行に伴って生じる業務委託先の説明責任の範囲、その他紛争の防止や適正処理のために必要な事項を定めているか。
- (3) 業務委託先は、委託元の信託兼営金融機関の同意なしに再委託を行わないことが定められているか。
- (4) 業務委託先は、信託を受けた財産の管理の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、委託元の信託兼営金融機関の求めに応じ、閲覧させることが定められているか。
- (5) 委託者又は受益者の保護のため、必要に応じて委託先との委託契約を解除できるように定められているか。

4. 業務委託先の管理態勢

- (1) 業務委託先の業務運営実態の把握
 - ① 業務委託先に対する指図書類と委託内容に齟齬はないか確認する態勢となっているか。
 - ② 業務委託先の法令等の遵守状況に関し、内部監査等を踏まえた報告を業務委託先から定期的に受ける等、実効性のある確認を行える態勢となっているか。
 - ③ 業務委託先との残高照合事務（リコンサイル）については、業務委託先からの残高報告と信託財産の帳簿を定期的に照合しているか。また、照合結果が不一致の場合は、原因を調査し不一致の解消が適切に図られ

ているか。

(2) 業務委託先の業務運営の定期的評価

① 業務委託先の資産管理能力・信用力等について、定期的に評価が行われているか。

② 内部管理の状況及びその有効性を評価するため、業務委託先の内部監査・委託元の信託兼営金融機関による監査の実施状況など十分な情報が入手されているか。

(3) 問題の是正等

業務委託先で発生した業務執行上の問題点について、業務委託先に対して速やかに是正を求めるとともに、是正状況の報告を求める態勢となっているか。

5. 海外カストディアン管理の適正性

外国の有価証券の管理を海外カストディアンに委託している場合、実務慣行や法制度等の相違を誘因とする事故や問題が発生するおそれがある。このため、上記1. から4. に加えて、以下の点に留意して適正に海外カストディアンの管理を行う態勢となっているか。

(1) 海外カストディアンとの委託契約において、当該カストディアンの自己の行為、あるいはグローバルカストディアンの場合、各市場において保管を委託しているサブカストディアンの行為に起因した事象に対する免責条項を把握し、顧客資産の保全の対応に問題のないことが検証されているか。

(2) 信託契約の終了等により、カストディー口座を閉鎖する場合は、未収配当金、割当株式等の信託財産に帰属する権利の処理が完了していることが確認されているか。

6. サービサー管理の適正性

金銭債権流動化において、債権取立て、回収等をサービサーに委託する場合には、主として流動化の対象となった金銭債権から生ずるキャッシュフローを信用の源泉としている金銭債権流動化の特性を踏まえて、上記1. から4. に加えて、以下の点に留意しているか。

(1) サービサーの倒産等により資金回収業務が滞るリスクを防止するため、

一定事由発生時（トリガー条項抵触時）にサービスを速やかに交代させるべくバックアップサービスが選定されている場合、一定事由発生時にバックアップサービスが合理的な期間内に資金回収事務に当たることができるような方策（データ管理方法やシステムのインターフェイスの構築等）が講じられているか。

(2) 信託兼営金融機関がサービスに対して融資を行っている場合等においては、融資の回収金と信託財産である債権の回収金が明確に区別して管理されているか。

(3) サービスが、信託財産である債権以外の債権の回収を行っている場合、信託財産である債権の回収金が明確に区別して管理されているか。

また、サービスの倒産等によりサービス口座に滞留していた資金がサービスの固有資産と混同してしまうリスク（コミングリングリスク）を軽減する手段が設けられている場合には、当該手段に係る契約の定めに従い管理を行っているか。

IV. 再信託先又は共同受託先の管理の適正性

1. 再信託又は共同受託を行う際には、契約書等において職務分担及び責任関係が明確化されているか。例えば、委託者に対して、再信託先又は共同受託先への移管業務が開示されているか。

2. 再信託先又は共同受託先に対する監視については、必要な監視事項が整理されているか。また、監視事項は、必要に応じて見直しが行われているか。

3. 再信託先との契約等には、再信託先の管理を行うための必要な報告等を求める監督・検査権限が明記されているか。

4. 信託財産を再信託している場合、定期的に、再信託先で保管されている信託財産が、原受託者である信託兼営金融機関が保有している帳簿と照合されているか。

5. 再信託先の事務遂行能力、社会的信用度及び経営の健全性等を踏まえ、定期的に委託継続について適切に検討されているか。

V. 信託財産状況報告等の適正性

1. 管理記録の保持

- (1) 信託財産に係る取引が、信託財産の計算期間ごとに、信託勘定元帳に適切に記録されているか。また、総勘定元帳は適切に作成されているか。
- (2) 自己又は利害関係人との取引が、信託財産の計算期間ごとに、適切に記録されているか。

2. 信託財産の評価

信託財産の評価については、法令等及び信託契約に基づき適切に行われているか。例えば、以下の点が守られているか。

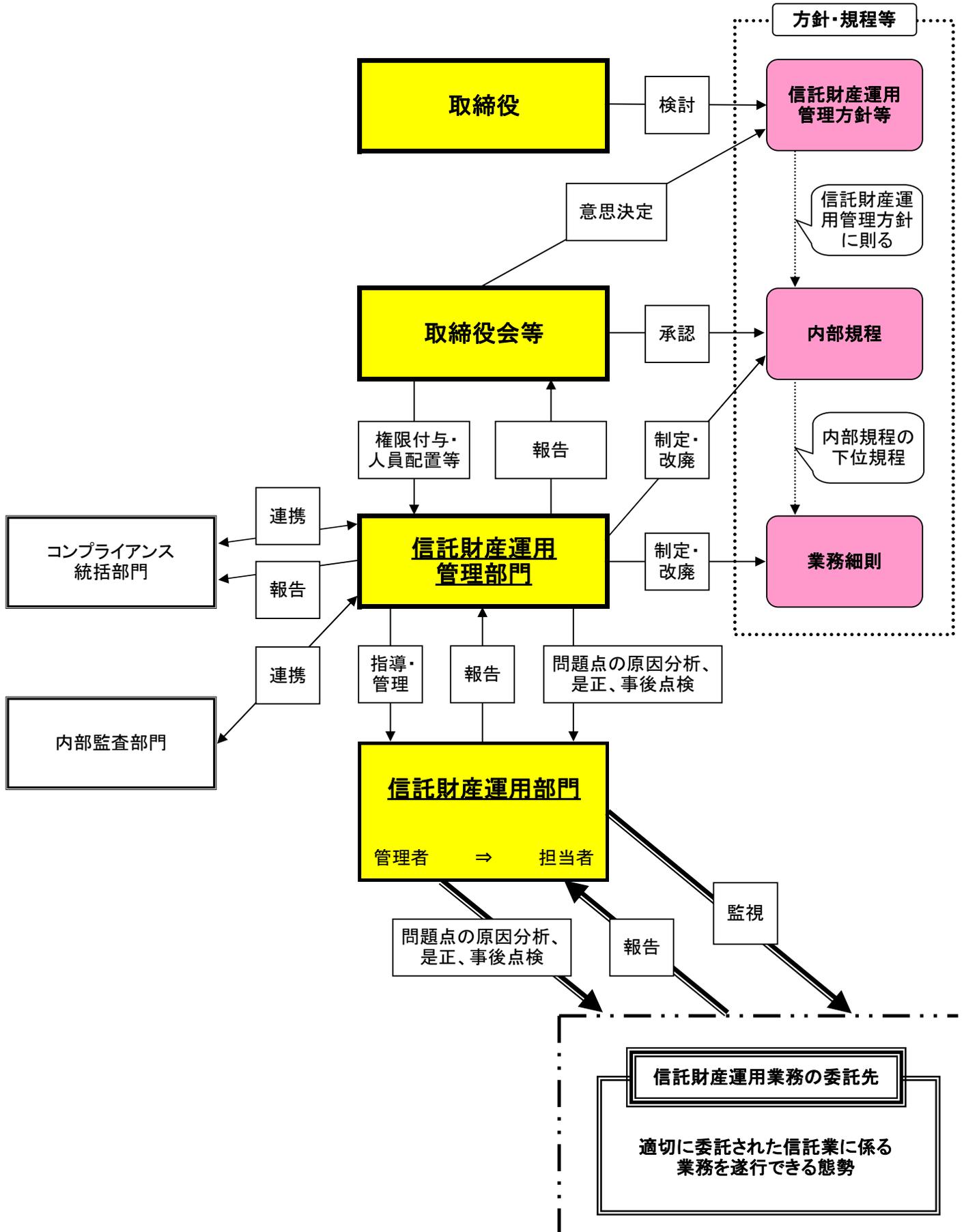
- (1) 信託財産の時価情報を提供する場合は、当該時価情報が適切に収集され、システムへ入力されるなど適切に処理されているか。
- (2) 取引種別ごとの評価方法を定めた内部規程・業務細則に基づき、時価評価が適切に処理されているか。

3. 信託財産状況報告書等の作成・交付

- (1) 内部規程・業務細則において、信託財産状況報告書及び自己又は利害関係人との取引状況に関する報告書の記載内容や交付方法などが明確化されているか。これに従い、作成及び交付が適正に行われているか。
- (2) 内部規程・業務細則において、信託財産状況報告書及び自己又は利害関係人との取引状況に関する報告書の交付を省略しうるケースが明確化され、当該書面交付を省略する取扱いが適正に行われているか。

信託財產運用管理態勢

「信託財産運用管理態勢」のイメージ図



信託財産運用管理態勢

【信託財産運用管理態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 信託財産の運用に当たっては、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適正な信託財産運用を行う必要があることから、信託財産運用管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリストにより、信託財産運用管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託財産運用管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) 本チェックリストにより信託財産運用管理態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。
- (4) 信託商品の特性は区々であり、本検査マニュアルの適用に当たっては、信託商品の多様な商品特性に配慮し、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

【信託財産運用管理態勢の確認検査用チェックリスト】

I. 信託財産運用管理態勢

1. 信託財産運用管理態勢の整備・確立状況

(1) 信託財産運用管理方針等の整備・確立

- ① 取締役は、信託財産の運用が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産運用の状況を的確に把握し、適正な信託財産運用管理態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、関連部署等に一任することなく明確な意思決定がなされているか。加えて、上記方針等は、組織内に周知されているか。また、上記方針等は、定期的にあるいは必要に応じ随時見直されているか。

(2) 信託財産運用管理のための組織・内部規程の整備等

- ① 取締役会等は、適正な信託財産運用管理態勢を整備・確立するために、信託財産運用管理を担当する部門（以下「信託財産運用管理部門」という。）につき、信託財産運用部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、信託財産運用管理部門が、信託財産運用管理以外の業務との兼務をする場合、信託財産運用部門からの干渉を防止する態勢となっているか。
- ② 取締役会等は、信託財産運用管理部門に対し、信託財産運用の適正性を管理するために必要な権限を与えているか。
- ③ 取締役会等は、信託財産運用管理部門に、信託財産運用に係る法令等及びその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適正な規模で配置しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
- ④ 取締役会等は、適正な信託財産運用管理のための手続を明確に定めた内部規程を信託財産運用管理部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、取締役会等が定めた信託財産運用管理方針に合致していることを確認した上で承認しているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、信託財産運用管理部門が、信託財産運用に係る情報の

うち、経営に重大な影響を与える、又は委託者及び受益者の利益が著しく阻害される一切の事案について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 信託財産運用管理部門の態勢と役割

(1) 信託財産運用管理部門による管理態勢

- ① 信託財産運用管理部門の管理者は、信託財産の運用が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産運用の状況を的確に把握し、適正な信託財産運用を行うための方策を講じる態勢を整備しているか。
- ② 信託財産運用管理部門は、業務委託先において、委託者及び受益者に影響や損失を与える事故・障害が発生するおそれがないかということ及び実際に事故・障害が発生していないかということ、信託財産運用部門に監視させる態勢を整備しているか。
- ③ 信託財産運用管理部門は、業務委託先が把握した信託財産運用に係る問題等を、業務委託先から信託財産運用部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。
- ④ 信託財産運用管理部門は、信託財産運用部門の管理者をして、把握した信託財産運用に係る問題等（業務委託先において把握した信託財産運用に係る問題等を含む。）を信託財産運用管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。

また、必要に応じ、当該問題等をコンプライアンス統括部門に報告する態勢を整備しているか。

- ⑤ 信託財産運用管理部門は、信託財産運用に係る問題等の実態を把握した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、信託財産運用部門の管理者に対し、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

また、業務委託先に対しては、信託財産運用部門を通じ、問題等の是

正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

(2) 信託財産運用管理部門の役割

- ① 信託財産運用管理部門は、取締役会等が定めた信託財産運用管理方針に則り、信託財産運用管理に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。

また、必要に応じて、当該内部規程に則り、信託財産の運用管理に係る業務細則を制定しているか。

- ② 信託財産運用管理部門は、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。

3. 信託財産運用部門における管理者の役割

- (1) 信託財産運用部門における管理者は、信託財産に係る運用が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産運用部門における信託財産運用の状況を的確に把握し、信託財産運用の適正性を確保するための適切な方策を講じているか。

例えば、

- ① 信託財産運用部門における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。
- ② 信託財産運用担当者に対し、信託財産運用に係る法令等遵守の重要性を認識させ、信託財産運用管理部門の制定した内部規程・業務細則に従った適正な信託財産運用を行うよう指導・教育しているか。
- ③ 信託財産運用担当者が信託財産運用時に把握した信託財産運用に係る問題等を、速やかに報告させ実態把握を行っているか。
- ④ 信託財産運用に係る問題等が認められた場合には、速やかに当該問題等を信託財産運用管理部門に報告し、改善策について、信託財産運用管理部門と協議しているか。

- (2) 信託財産運用部門の管理者は、遅滞なく、信託財産運用管理部門、コンプライアンス統括部門や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。

Ⅱ. 信託財産運用の適正性

1. 信託契約及び運用ガイドライン等の遵守の適正性

信託兼営金融機関は、信託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって信託業に係る業務を行わなければならない。このような善管注意義務履行の観点から、信託契約及び信託契約に付随された委託者の信託財産運用に関する指示事項である運用ガイドライン等を遵守することは極めて重要であることを信託財産運用担当者に周知した上で、例えば、以下の点が守られているか。

(1) 遵守すべき事項の明確化

信託財産の運用に係る委託者の指図内容や委託者との合意事項について、信託契約、運用ガイドライン等に規定するなど、遵守すべき事項を明確にしているか。

(2) 信託契約、運用ガイドライン等の遵守のための態勢整備

① 信託財産運用管理部門は、信託契約、運用ガイドライン等に規定された事項を遵守するための内部規程・業務細則を制定しているか。

② 信託財産運用管理部門は、信託契約、運用ガイドライン等の遵守状況を定期的に監視しているか。

(3) 信託財産運用管理部門は、信託契約、運用ガイドライン等の違反時の手続を定めた内部規程・業務細則を制定しているか。

また、当該手続には、委託者への速やかな通知や対応策等が含まれているか。

(4) 信託財産運用管理部門は、信託契約、運用ガイドライン等の違反の原因分析を定期的に行い、適切な違反防止策を講じているか。

2. 信託契約、運用ガイドライン等における遵守すべき事項（例示）

(1) 資産配分（資産種別ごとの配分）

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券等の資産種別ごとの一定期間における経済価値の変動率は異なっていることから、委託者は、信託契約を締結する際に、期待収益とリスク許容度等を勘案し、資産種別ごとの配分割合の許容範囲を定める運用ガイドラインを設けることがある。この場合、資産配分については、以下の点が守られているか。

① 委託者と合意した資産種別ごとの配分割合の許容範囲は、運用ガイドライン等に明確に定められているか。資産配分が当該許容範囲内に収ま

るように運用が行われているか。

- ② 信託財産運用担当者は、資産配分の許容範囲を逸脱した場合は速やかに委託者に通知し、対応方法について協議しているか。対応方法については、例えば、当該許容範囲に速やかに復帰させる、あるいは委託者の指示を受ける等の具体的対応方法を事前に委託者と協議し、明確化しておくことが望ましい。
- ③ 信託財産運用管理部門は、資産配分の許容範囲の逸脱事例について、定期的にその原因及び対応方法等もあわせてとりまとめ、取締役会等まで報告しているか。当該報告に基づき、どのような原因で逸脱が発生しやすいかということ把握した上で、実効的な逸脱防止策を講じているか。

(2) 分散投資

特定の資産種別や銘柄等に対する投資集中度が高まるほど、当該資産種別や銘柄等に発生した個別の事象により、信託財産の経済価値を損なうリスク（以下「投資集中リスク」という。）が高まる。投資集中リスクを回避するためには、資産種別や銘柄等を分散させた投資を行う必要があるが、分散投資については、以下の点が守られているか。

- ① 運用ガイドライン等に分散投資について定めがある場合は、これが遵守されているか。
- ② 運用ガイドライン等に分散投資について定めがない場合は、運用ガイドライン等の範囲内で、適切な分散投資を行う態勢となっているか。例えば、資産や銘柄について、集中投資を管理する内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

(3) 新種商品への投資

- ① 新たな種類の資産や商品への投資を行う場合には、事前に当該投資が信託契約や運用ガイドライン等に違反しないことが確認されているか。
- ② 適正に新たな種類の資産や商品への投資が行われるための内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

(4) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、リスク特性が複雑であったり、投資額以上の損失を被る場合もあり、その取扱いには十分な注意が不可欠である。こうした観点から、デリバティブ取引を行うに当たっては、以下の点が守られてい

るか。

- ① デリバティブ取引を行うに当たっては、取引の実行前に信託契約や運用ガイドライン等に違反しないことが確認されているか。
- ② デリバティブ取引に関する使用目的や方針及びその遵守に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

(5) 流動性リスクの管理

年金の給付、買取等の資金の払出しが発生する場合の原資を確保するために、適切な流動性リスクの管理を行う必要があるが、以下の点が守られているか。

- ① 運用ガイドライン等に、流動性リスク管理についての定めがある場合は、これが遵守されているか。
- ② 運用ガイドライン等に流動性リスク管理についての定めがない場合は、運用ガイドライン等の範囲内において、必要な資金化可能資産を確保する等の流動性リスク管理が行われているか。
- ③ 適正な流動性リスク管理に係る内部規程・業務細則が制定され遵守されているか。

(6) 適切な運用リスク管理態勢の整備

- ① 適切な運用リスク管理に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- ② 運用リスク管理態勢が、必要に応じて委託者に開示される態勢となっているか。

3. 最良執行の確保

一般的に最良執行とは、開示されている気配値・取引情報に基づき、価格、費用、迅速性、執行可能性といった条件を勘案しつつ、顧客にとって最良の条件で取引を執行することとされている。信託兼営金融機関が信託財産運用に係る遵守すべき善管注意義務は、高度な信託財産運用に係る専門性を前提とする注意義務であることを踏まえると、取引が執行されるに当たっては、以下の点に留意して、最良執行を確保する必要がある。

- (1) 最良の取引条件で執行するための合理的方法を定めた内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- (2) 最良執行に係る内部規程・業務細則に則って取引の執行が行われたこと

を確認できる態勢となっているか。

4. 委託者への説明態勢

(1) 運用実績報告の態勢及び状況

- ① 運用実績は、適正な評価基準に基づいて計測され、報告されているか。運用実績について、信託契約・運用ガイドライン等に基づき定期的に委託者に報告する態勢となっているか。
- ② 資産の時価評価方法や採用しているベンチマークが、内部規程・業務細則によって明確化され、委託者の求めに応じて開示できる態勢となっているか。

(2) 信託財産運用に係る説明

信託財産運用の組織、運用手順及び運用スタイル等を委託者に説明しているか。

(3) 受託資産に係る事故等の説明

法令・信託契約・運用ガイドライン等に違反する事故等が発生した場合、速やかに委託者に事故及びその対応措置・再発防止策等を報告する態勢となっているか。

5. その他の留意点

(1) 不動産管理信託における運用管理態勢

- ① 受託不動産のテナントの選定を合理的に行うための態勢は整備されているか。合理的な理由なく、受託した信託兼営金融機関やその関連会社が受託不動産にテナントとして入居していないか（サブリース業者を介して受託不動産にテナントとして入居する場合も含む）。
- ② 信託兼営金融機関やその関連会社が受託不動産にテナントとして入居する場合、賃料や賃貸期間等の取引条件は合理的なものとなっているか。

(2) 土地信託における運用管理態勢

- ① 土地信託は、受託者が建物の建設や資金調達を行い、不動産賃貸などを営むいわゆる事業執行型の信託である。このため、その運用期間が長期にわたり、運用方法についても受託者が事業執行に係る広範な裁量権を有している上、建築費借入等の債務負担を伴うことから、受益者に帰

属するリスクが大きい。こうした点を踏まえ、受託不動産の運用に関する受益者への報告に係る内部規程・業務細則を整備し、これを遵守する態勢となっているか。

② 運用開始時において、善管注意義務の観点から、資金の借入れ契約や建物の建築契約等について検討が行われる態勢となっているか。

イ. 建設資金等を借り入れるに当たっては、長期の借入れとなるため、事業リスク等の観点から事業収支を十分に検討するほか、借入相手先、借入れに係る金額、利率及び期限等の契約内容を十分に検討しているか。

ロ. 建築工事を発注するに当たっては、発注先の信用度、業務遂行能力、経営の健全性等を十分に検討しているか。

ハ. 物件を賃貸するに当たっては、信託の目的の達成、信託事務の遂行に照らし、その賃貸借契約の内容が適切なものになっているかを検討しているか。例えば、テナントの建物利用状況や営業内容等に照らして信託の目的の達成、信託事務の遂行が不可能ないし困難であると認められる場合等には、債務不履行を理由として賃貸借契約を解除できるように定められているか。

ニ. 管理会社(テナント管理・建物管理)の選定に当たっては、当該会社の信用度、業務遂行能力、経営の健全性等を十分に検討しているか。管理会社との契約は、信託の目的の達成、信託事務の遂行に照らし、適切な条件を付したのものになっているかを検討しているか。

ホ. 火災保険、地震保険等の損害保険付保の必要性を十分に検討しているか。

ヘ. 事業の状況に応じて必要な積立(修繕積立金、敷金返還債務引当金)等を行っているか。

③ 運用期間中において、事業の状況等により必要に応じて、善管注意義務の観点から、以下のような契約条件の変更等に関する検討が行われる態勢となっているか。

イ. 建設資金等を借り入れている場合、市場取引環境(金利水準)の変化等に留意し、適時、借換えや利率等の借入条件の変更等の必要性を検討しているか。

ロ. 建築工事を発注している場合、工事の進捗状況を監視するとともに、

建物の引渡しに当たり、物件の状況を検証し、補修工事等の必要性を検討しているか。

ハ. テナントの建物利用状況や営業内容が、契約内容に則っているかを確認し、契約内容に則っていない場合には、債務不履行による賃貸借契約の解除等の必要性を検討しているか。

ニ. 管理会社（テナント管理・建物管理）の業務遂行能力、経営の健全性等に留意し、管理会社の入替え等の必要性を検討しているか。

ホ. 追加工事や利用条件の変更等（例えば、オフィスから飲食店へ利用変更）に伴い、損害保険の条件を見直しているか。

ヘ. 業績や支出見込みを踏まえて、積立や受益者への配当の見直しの必要性を検討しているか。特に、事業の運営が不調となっている案件において、漫然と配当を継続するなどの不合理な管理を行っていないか。

ト. 賃料の減額やサブリース業者の撤退による収益減少のリスクを適切に認識し検討する態勢となっているか。なお、サブリース契約を締結し、サブリース業者から、相場賃料より高額の賃料を受領している場合やエンドテナントからの賃料より高額の賃料をサブリース業者から受領している場合には特に留意すること。

④ 信託終了時には、信託財産の交付、受託者が締結した契約上の地位の受益者への承継等必要な手続が適切に行われる態勢となっているか。

(3) 信託財産の処分

① 信託終了時等において、信託財産の処分を行う際に、適正な価格で処分する態勢となっているか。例えば、処分可能価格の下落につながるような売却処分の遅延を防止する態勢となっているか。

② 信託終了時等において、信託財産の処分を行う際には、処分先、処分の方法及び処分価格が後記Ⅲ. 1. (4)に掲げられる取引に該当しないことを確保する態勢となっているか。

Ⅲ. 利益相反行為等の防止

1. 利益相反行為の防止

信託財産運用管理部門は、信託財産運用業務の実態にかんがみ、利益相反行為が発生するリスクを認識した上で、実効的に利益相反行為を防止してい

るか。

特に以下の点が守られているか。

(1) 自己取引（銀行勘定と信託勘定間の取引）の管理

信託契約において、自己取引を行うこと及び自己取引の概要についての定めがあり、かつ、受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合を除き、自己取引が禁止されていることを踏まえ、以下の点が守られているか。

- ① 自己取引を行うこと及び自己取引の概要について、信託契約に明記されているか。

（例）銀行勘定貸、自行為替取引、有価証券レポ取引等

- ② 法令の趣旨を踏まえた自己取引に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- ③ 信託契約に定めた自己取引に関する規定を遵守した取引となっていることが確認されているか。
- ④ 受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合に該当することを検証できる態勢となっているか。

(2) 利害関係人取引の管理

信託契約において、利害関係人取引を行うこと及び利害関係人取引の概要についての定めがあり、かつ、受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合を除き、利害関係人取引が禁止されていることを踏まえ、以下の点が守られているか。

- ① 利害関係人との取引を行うこと及び利害関係人取引の概要について、信託契約に明記されているか。
- ② 法令の趣旨を踏まえた利害関係人取引に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- ③ 信託契約に定めた利害関係人取引に関する規定を遵守した取引となっていることが確認されているか。
- ④ 受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合に該当することを検証できる態勢となっているか。

(3) 信託勘定間取引の管理

信託契約において、信託勘定間取引を行うこと及び信託勘定間取引の概要についての定めがあり、かつ、受益者保護の観点からの法令上の要件を

満たしている場合を除き、信託勘定間取引が禁止されていることを踏まえ、以下の点が守られているか。

- ① 信託勘定間取引を行うこと及び信託勘定間取引の概要について、信託契約に明記されているか。
 - ② 法令の趣旨を踏まえた信託勘定間取引に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
 - ③ 信託契約に定めた信託勘定間取引に関する規定を遵守した取引となっていることが確認されているか。
 - ④ 受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合に該当することを検証できる態勢となっているか。
- (4) 運用方法・取引条件等の管理

信託財産の運用の方法、運用先及び取引条件について、以下の行為が防止されているか。

- ① 通常とは異なる条件で取引を行うことにより、信託財産に損害を与えること。
- ② 信託の目的、信託財産の状況等に照らして不必要な取引を行うこと。
- ③ 信託財産に関する情報を利用して自己又はその信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行うこと
ただし、次の取引を除く。
 - イ. 取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産に係る受益者以外の者の営む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引
 - ロ. 第三者が知り得る情報を利用して行う取引
 - ハ. その信託財産に関する受益者に対し、その取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引
 - ニ. その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引
- ④ その他信託財産に損害を与え、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある次の行為
 - イ. 信託財産の売買その他の取引を行った後で、一部の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該取引に係る信託財産を特定すること。
 - ロ. 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関して取引を行う

こと、又は行わないこと。

ハ、特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

(5) 議決権行使の管理

信託財産として管理している株式の議決権は、受益者の利益のために行使する必要があり、これに優先して自己又は受益者以外の第三者の利益を図る目的で行使することは適当でない。適正な議決権行使を行うため、以下の点が守られているか。

- ① 適正な議決権行使を行うための内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- ② 議決権の行使に係る事跡が保存されているか。

(6) 発注証券会社・取引金融機関の選定・管理

発注証券会社や取引金融機関の選定に当たり、単に系列・友好関係にあるという理由のみで選定した場合には、最良執行を確保できないなどの支障が発生するおそれがあるため、信用力や売買執行能力、事務の正確性、調査能力等の評価基準を定め、総合的に選定し、適切な管理を行う必要がある。このような観点から以下の点が守られているか。

- ① 選定基準
 - イ、選定基準を定めた内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
 - ロ、選定基準は、執行能力、信用力、情報提供力等の要素を勘案した内容となっているか。
- ② 発注証券会社・取引金融機関が、系列・友好関係にあるという理由のみで選定されていないか。また、合理的な理由もなく、特定の証券会社・金融機関に発注を集中させていないか。
- ③ 発注証券会社・取引金融機関を選定する場合等において、当該証券会社・金融機関から特別な利益提供を受けていないか。
- ④ 発注実績管理
 - イ、証券会社・金融機関別の発注実績が定期的に集計されているか。
 - ロ、発注実績は、必要に応じて受益者に開示できるようにしているか。
- ⑤ ソフトダラー利用基準
 - イ、取引証券会社等に、手数料の見返りとして情報機器の情報料を負担

させるなどのソフトダラーを利用する場合は、ソフトダラーに係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

ロ. ソフトダラー利用実績は、必要に応じ受益者に開示できるようにしているか。

(7) 受益者間の公平な取扱い等

① 受益者が二人以上ある信託においては、各受益者に対して合理的な理由なく異なる取扱いをし、受益者間の公平が損なわれることがないように、必要な内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

② 株式等の取引について複数の信託のために一括発注を行う場合は、各信託間の公平が損なわれることがないように、各信託への取引の配分方法に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

また、必要に応じ、各信託への配分方法が委託者に対して適切に開示される態勢となっているか。

(8) 政策投資等

① 自社又は関係会社の取引維持・拡大等、運用効率とは別の配慮の下に株式等の取引を行うことを防止する態勢となっているか。

② 自社又は関係会社が発行し、又は引き受けた株式等への投資や自社が受託者となっている他の信託商品の投資については、その取引に係る内部規程・業務細則を制定するなど、信託財産に損害を与えることを防止するための態勢となっているか。

(9) 貸出金に係る担保徴求

同一債務者に対して、銀行勘定と信託勘定から同時に貸出を行う場合の担保徴求については、実質的に公平な取扱いとしているか。

(10) 貸出金マザーファンドを用いた貸付信託

貸付信託において、いわゆる貸出金マザーファンドを導入している場合、各ユニットに対してマザーファンド受益権を恣意的に配分するといった各信託間の公平が損なわれる取扱いを防止する態勢となっているか。

(11) 勘定間の相殺

同一債務者に対して、銀行勘定と信託勘定から貸出を行い、当該債務者からの銀行勘定の債務（預金等）又は信託勘定の債務（貸付信託等）と相殺する場合には、信託契約・法令等に基づき、公平な取扱いとしているか。

2. その他の留意すべき事項

(1) 重要な非公開情報の管理

① 情報管理態勢

イ. 重要な非公開情報の管理に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

ロ. 信託財産運用部門において、銀行勘定を担当する部署から、重要な非公開情報の入手が制限される態勢となっているか。

ハ. 重要な非公開情報を入手した場合、内部規程・業務細則に則り適切に管理される態勢となっているか。

② インサイダー取引の防止

イ. インサイダー取引に係る法令上の規制内容は、周知されているか。

ロ. インサイダー取引防止に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

ハ. インサイダー取引が疑われるような事態が発生した場合は、管理者に直ちに報告するとともに、監督当局へ報告する態勢となっているか。

(2) 銀信間の情報管理

信託財産に関する情報を利用して、自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもって行われる取引を防止する態勢となっているか。例えば、

① 信託勘定の有価証券運用部門は、銀行勘定の有価証券運用部門から分離されているか。

② 信託勘定の有価証券運用を実施している事務室については、部外者の侵入を防ぐ措置が講じられているか。

③ 合理的な理由なく信託勘定の有価証券運用に係る情報を銀行勘定の有価証券運用を担当する部門に提供しないための内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

IV. 信託財産運用業務の委託の適正性

1. 信託財産運用業務の委託

(1) 信託契約において、信託業に係る業務の一部を委託すること及び信託業に係る業務の委託先について定めているか。

- (2) 委託することが確定していなくても、将来委託することが想定されるときには、信託契約において委託先の選定に係る基準及び手続について定めているか。

2. 業務委託先の選定に係る審査

- (1) 審査に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- (2) 業務委託先が、規模・特性に応じて、適切に委託された信託業に係る業務を遂行できる態勢となっていることが確認されているか。例えば、信用力、運用管理体制の状況及び運用実績等が確認されているか。
- (3) 業務委託先が、委託元の信託兼営金融機関に対し運用状況に関する十分な情報を提供する態勢となっていることが確認されているか。
- (4) 業務委託先に対する報酬を信託財産から徴求している場合等において、当該委託先が委託元の信託兼営金融機関の利害関係人である場合は、信託契約において、利害関係人取引を行うこと及び利害関係人取引の概要についての定めがあり、かつ受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合を除き、利害関係人取引が禁止されていることを踏まえ、必要な内部規程・業務細則の整備や法令上の要件を満たしていることを検証する態勢となっているか。

3. 業務委託契約の内容

- (1) 業務委託契約には、兼営法等により求められる条件及び業務委託先との合意事項等の条件を定めているか。
また、業務の特性と必要に応じ、その管理に必要な報告等を求める監督・検査権限を明記する等、業務委託契約は業務委託先に対する監督を実効的に行うことができる内容となっているか。
- (2) 業務委託契約においては、当該契約の遂行に伴って生じる業務委託先の説明責任の範囲、その他紛争の防止や適正処理のために必要な事項を定めているか。
- (3) 業務委託先は、委託元の信託兼営金融機関の同意なしに再委託を行わないことが定められているか。
- (4) 業務委託先は、信託を受けた財産の運用の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、委託元の信託兼営金融機関の求めに応じ、閲覧させる

ことが定められているか。

- (5) 委託者又は受益者の保護のため、必要に応じて委託先との委託契約を解除できるように定められているか。

4. 業務委託先の管理態勢

(1) 業務委託先の業務運営実態の把握

- ① 業務委託先に対する指図書類と委託内容に齟齬はないか確認する態勢となっているか。
- ② 業務委託先の投資判断・執行等が海外拠点等で行われる場合、現地の運用担当者等の法令等への理解及び遵守状況に関する報告を受ける態勢となっているか。
- ③ 業務委託先の法令等の遵守状況に関し、内部監査等を踏まえた報告を業務委託先から定期的に受ける等、実効性のある確認を行える態勢となっているか。

(2) 業務委託先の業務運営の定期的評価

- ① 業務委託先の資産運用能力・信用力等について、定期的に評価が行われているか。
- ② 内部管理の状況及びその有効性を評価するため、業務委託先の内部監査・委託元の信託兼営金融機関による監査の実施状況など十分な情報が入手されているか。

(3) 問題の是正等

業務委託先で発生した業務執行上の問題点について、業務委託先に対して速やかに是正を求めるとともに、是正状況の報告を求める態勢となっているか。

V. 受託者固有資産（銀行勘定）のリスク管理態勢

信託兼営金融機関においては、受益者の保護の観点から、信託勘定に係るリスクの管理も重要であるが、預金者等の保護等の観点から、信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために、信託業務が信託兼営金融機関の固有資産（銀行勘定）に与えるリスクの管理についても十分な配慮が必要である。

1. 元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る信用リスク管理

元本補填契約付きの貸付信託及び合同運用指定金銭信託においては、運用により損失が生じ、特別留保金又は債権償却準備金の取崩しで損失を補填できないときは、銀行勘定（自己資本）で補填することになる。そこで、銀行勘定のリスクを管理するために、元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る信用リスク管理が求められる。

(1) 信用リスク管理態勢

- ① 元本補填契約付きの貸付信託及び合同運用指定金銭信託のうち、債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）で運用されるもの（以下「元本補填契約付きの信託勘定の債権」という。）について、銀行勘定に与えるリスクにかんがみ、信託勘定の適切な信用リスク管理を行える態勢となっているか。
- ② 信用リスク管理部門は、元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る信用リスク管理のための内部規程・業務細則を整備し、必要に応じて、当該規程を改廃しているか。
- ③ 当該規程には、貸付等の対象、信用格付、ポートフォリオ管理、決裁権限、審査方針、与信監査の方法などが定められているか。
- ④ 内部規程・業務細則に従った信用リスク管理が行われる態勢となっているか。

(2) 自己査定及び償却等

- ① 資産査定管理部門は、元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る自己査定や償却に係る内部規程・業務細則を整備し、必要に応じて、当該規程を改廃しているか。
- ② 当該規程には、信用リスクに見合った償却基準などが定められているか。
- ③ 元本補填契約付きの信託勘定の債権の償却等

元本補填契約付きの信託勘定の債権については、償却適状にある債権は償却されるものの、それ以外の債権については引当されないまま含み損として内包されているおそれがある。こうした特性を有する信託勘定の信用リスク管理が適切に行われる態勢となっているか。例えば、イ. 破綻懸念先以下に対する債権については、銀行勘定に準じた償却を行う態勢となっているか。なお、検査において、追加的な償却が認め

られた場合は、要追加償却額が貸付信託法で定める特別留保金又は信託約款で定める債権償却準備金（合同運用指定金銭信託の場合）の残高の範囲内に収まっているかを検証しているか。

ロ. 要注意先債権（要管理先を含む。）、正常先債権についても、銀行勘定に準じた予想損失率を用いるなど要償却・引当額を算出し、これと特別留保金又は債権償却準備金の残高（検査において認められる破綻懸念先以下の債権に係る要追加償却額を控除した残高）とを比較しているか。

(3) 特別留保金等の取崩し

- ① 特別留保金又は債権償却準備金について適正な取崩しを行う態勢が整備されているか。
- ② 償却に伴う特別留保金又は債権償却準備金の残高不足の回避等のために、元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る自己査定が不十分なものとなっていないか。

(4) 開示債権の開示

元本補填契約付きの信託勘定のリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権について適正な開示を行える態勢となっているか。

2. その他の受託者固有資産のリスクの管理態勢

- (1) 運用成績不芳により損失が拡大している案件や土地信託の業績悪化案件については、案件の状況について適切に認識する態勢となっているか。
- (2) 元本補填契約付きの信託勘定の債権について、銀行勘定の有するリスクが、銀信勘定間での債権の振替え等により、当該元本補填契約の範囲を超えることとなるような不適切な業務運営が行われてはならない。そこで、以下のような損益調整が行われることを防止する態勢となっているか。

（損益調整の例）

① 不良債権の付替え

損益調整を目的として、特定の信託勘定について、要注意先以上にとどまっていた貸出債権を銀行勘定に振り替えた直後に破綻懸念先以下に債務者区分を変更し、直ちに償却引当を実施

② 不適切なレート設定

損益調整を目的として、特定の信託勘定について、合理的ではない金

利水準で銀行勘定貸を実行

(3) 受託者が、信託財産に関する諸費用の負担、あるいは第三者たる債権者に対して責任を負うことになる土地信託における借入等を行うに当たっては、信託財産及び受益者に対して補償請求する場合に備え、補償請求権に係る自己査定基準、償却・引当基準を整備し、遵守する態勢となっているか。

(4) 貸出金に係る担保徴求

同一債務者に対して、銀行勘定と信託勘定から同時に貸出を行う場合の担保徴求については、実質的に公平な取扱いとしているか。

(5) 勘定間の相殺

同一債務者に対して、銀行勘定と信託勘定から貸出を行い、当該債務者からの銀行勘定の債務（預金等）又は信託勘定の債務（貸付信託等）と相殺する場合には、信託契約・法令等に基づき、公平な取扱いとしているか。

3. 流動性リスクの管理態勢

元本補填契約付きの信託について、元本償還や解約などに対応するため、十分な流動性を確保する態勢となっているか。

併營業務管理態勢

併營業務管理態勢

【併營業務管理態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 併營業務管理態勢とは、併營業務に係る法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢のことである。
- (2) 併營業務の運営に当たっては、併營業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適正に併營業務を管理する必要があることから、併營業務管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (3) 検査官は、本チェックリストにより、併營業務管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより併營業務管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (4) 本チェックリストにより、併營業務管理態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

【併營業務管理態勢の確認検査用チェックリスト】

I. 併營業務管理態勢

1. 併營業務管理態勢の整備・確立状況

(1) 併營業務管理を含めたリスク等管理方針等の整備・確立

- ① 取締役は、併營業務が、併營業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、併營業務に係る各種リスクの特性及び併營業務に関し遵守すべき法令等を十分に認識し、併營業務管理態勢の整備・確立に向け、併營業務管理を含めたリスク等管理方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、関連部署等に一任することなく明確な意思決定がなされているか。加えて、上記方針等は、組織内に周知されているか。また、上記方針等は、定期的にあるいは必要に応じ随時見直されているか。

(2) 併營業務管理のための組織・内部規程の整備等

- ① 取締役会等は、適正な併營業務管理態勢を整備・確立するために、併營業務の管理を担当する部門（以下「併營業務管理部門」という。）につき、併營業務実施部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、併營業務管理部門が、併營業務の管理以外の業務との兼務をする場合、併營業務実施部門からの干渉を防止する態勢となっているか。
- ② 取締役会等は、併營業務管理部門に対し、併營業務を管理するために必要な権限を与えているか。
- ③ 取締役会等は、併營業務管理部門に、併營業務に係る実務及び法令等並びにその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適正な規模で配置しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
- ④ 取締役会等は、適正な併營業務管理のための手続を明確に定めた内部規程を併營業務管理部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、取締役会等が定めた併營業務管理を含めたリスク等管理方針に合致していることを確認した上で承認しているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、併營業務管理部門が、併營業務に係る情報のうち、顧客の利益や信託兼営金融機関の経営に重大な影響を与える一切の事案について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。
- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 併營業務管理部門の態勢と役割

(1) 併營業務管理部門による管理態勢

- ① 併營業務管理部門の管理者は、併營業務が、併營業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、併營業務の実施状況を的確に把握し、適正な併營業務を行うための方策を講じる態勢を整備しているか。
- ② 併營業務管理部門は、併營業務実施部門の管理者をして、把握した併營業務に係る問題等を併營業務管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。
また、必要に応じ、当該問題等をコンプライアンス統括部門に報告する態勢を整備しているか。
- ③ 併營業務管理部門は、併營業務に係る問題等の実態を把握した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、併營業務実施部門の管理者に対し、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

(2) 併營業務管理部門の役割

- ① 併營業務管理部門は、取締役会等が定めた併營業務管理を含めたリスク等管理方針に則り、併營業務管理に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。
また、必要に応じて、当該内部規程に則り、併營業務管理に係る業務細則を制定しているか。
- ② 併營業務管理部門は、内部監査部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。

3. 併營業務実施部門における管理者の役割

(1) 併營業務実施部門における管理者は、併營業務が、併營業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、併營業務実施部門における併營業務の状況を的確に把握し、併營業務を管理するための適切な方策を講じているか。

例えば、

- ① 併營業務実施部門における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。
 - ② 併營業務担当者に対し、併營業務に係る法令等遵守の重要性を認識させ、併營業務管理部門の制定した内部規程・業務細則に従った適正な併營業務を行うよう指導・教育しているか。
 - ③ 併營業務担当者が併營業務の実施時に把握した併營業務に係る問題等を、速やかに報告させ実態把握を行っているか。
 - ④ 併營業務に係る問題等が認められた場合には、速やかに当該問題等を併營業務管理部門に報告し、改善策について、併營業務管理部門と協議しているか。
- (2) 併營業務実施部門における管理者は、遅滞なく、併營業務管理部門や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。

II. 遺言執行業務（遺言信託）等の適正性

遺言執行業務とは、信託兼営金融機関が、遺言書を保管し、遺言者の死亡後、遺言内容に従い適切に執行手続を行うものである。遺言内容によっては、権利関係等が複雑な場合もあり、受託する信託兼営金融機関においては、高度な専門性、適正な法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢が求められる。

遺言執行業務の適正性を確保するために、以下のような運営を適正に行う態勢が整備されているか。

1. 受託審査の適正性

(1) 遺言能力・遺言作成意思の確認

遺言信託の受託において、遺言者と面談して遺言能力と遺言作成の意思を確認しているか。

(2) 遺言執行手続の確保

遺言執行者として執行対象財産の執行手続が可能かどうかを確認しているか。例えば、遺言内容については、財産に関する事項に限定されていることを確認しているか。

また、身分上の事項に関する遺言の執行者としては、別の者を選任するよう適切に助言等しているか。

2. 遺言書の管理の適正性

(1) 遺言書の保管

遺言書の保管は、内部規程・業務細則に従い適正に行っているか。

(2) 契約の継続等

① 遺言書保管料の引落しを適正に行っているか。

② 遺言者の遺言の内容・財産・相続人等については、内部規程・業務細則に従い適切に確認されているか。

③ 通知者等からの異動事項の連絡を受けた場合、必要な処理を適切に行う態勢を整備しているか。

(3) 契約の解約

契約の解約については、遺言者の解約意思を適切に確認しているか。

3. 遺言執行及び遺産整理の適正性

(1) 相続人及び相続財産の調査及び確認

① 遺言者の死亡確認について、除籍謄本等により適切に行っているか。

② 遺言執行時における相続人及び受遺者の確認を適切に行っているか。
また、相続対象財産に対する調査を行い、財産目録を適正に作成、交付しているか。

③ 執行対象財産を、内部規程・業務細則に従い適正に管理しているか。

(2) 遺言執行者への就職の可否の検討

遺言執行者への就職の可否の検討は、内部規程・業務細則に従い適正に行われているか（例えば、就職時点において、相続財産が滅失しており、遺言執行が不能なことが明らかな場合に就職していないか。）。

(3) 相続手続及び財産交付

① 遺言書又は遺産分割協議書に基づき、財産分配手続を行い、相続人及

び受遺者へ財産を適正に引き渡しているか。

② 相続手続の完了報告書を、内部規程・業務細則に従い作成・交付しているか。

(4) 交渉経緯記録

受託案件について、各手続時における交渉・折衝等の内容は、処理結果も含めて、記録簿等により記録・保存しているか。

Ⅲ. 証券代行業務の適正性

証券代行業務とは、信託兼営金融機関が、株主名簿管理人として株式会社に代わって株主名簿の作成及び備置き等の株主名簿に関する事務を行うものである。株主の権利を保護する観点から、大量かつ反復される株主に関する事務を適切に行うために、以下のような運営を適切に行うための態勢が整備されているか。

1. 新規受託の適正性

新規受託については、内部規程・業務細則で定められた基準に基づき受託審査を行い、適正に契約締結を行っているか。

2. 株主名簿管理等事務手続

(1) 株主名簿への記載請求時における印鑑照合等の審査を適切に行っているか。

(2) 株主名簿への記載請求等に基づき、適切に株主名簿の記載を更新しているか。

(3) 受理した株券は、内部規程・業務細則に基づき返却までの間、適正に保管しているか。

3. 株主名簿の確定

(1) 実質株主通知の受理

委託会社の決算期日を適切に管理し、証券保管振替機構より、実質株主通知に係る異動データを受理しているか。

(2) 株主名簿の確定

① 期末基準での異動データの受理後、一般株主名簿と実質株主名簿の

名寄せを行い、適切に株主名簿の確定を行っているか。

- ② 委託会社への株主一覧表等の還元を、内部規程・業務細則に基づき適切に行っているか。

4. 決算事務手続

(1) 情報入力

決算事務に係る情報について、適切に情報データシステム等への入力処理を行っているか。

(2) 決算事務の実施

- ① 招集通知等の株主宛発送物に係る日程管理を適切に行っているか。
- ② 株主への招集通知等の発送を適切に行っているか。
- ③ 期末の株主名簿に基づき株式の配当金の支払処理を行う際に、指定振込先に振込が行われるようシステム対応も含めた適切な態勢となっているか。

5. 情報管理

証券代行部門の証券代行業務システムには、株主の情報等も含まれるため、直接事務を行う担当部門以外の者が接続することのできないように適切に管理されているか。

IV. 不動産媒介業務の適正性

信託兼営金融機関が、不動産取引の媒介を行う場合には、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）の規定に従って取引を進めなければならない。こうした不動産媒介業務の適正性を確保するための態勢が整備されているか。

1. 業務運営の適正性

業務運営に当たり、例えば、次に掲げる事項が遵守されているか。

- (1) 法令等で定める事務所等における専任取引主任者の設置
- (2) 専任媒介契約時の取扱（期間、報告頻度、指定流通機構（レインズ）登録など）
- (3) 売買等の媒介契約の書面化義務
- (4) 宅地建物取引業者票、報酬額表の掲示

- (5) 報酬額の制限
- (6) 不動産従事者に係る従業者証明書の携帯
- (7) 従業者名簿の設置

2. 媒介受付（媒介契約締結）の適正性

不動産媒介契約締結の適正性を確保するため、例えば、以下のような態勢が整備されているか。

(1) 顧客属性の適切な把握

顧客属性を適切に把握する態勢となっているか。

例えば、

- ① 売買当事者の顧客属性を把握しているか。特に当事者に後見人や補助人、法定代理人が介在する場合の取扱いについて注意しているか。
- ② 売却理由、購入目的を把握しているか。
- ③ 売主が宅地建物取引業者か否かを確認しているか。

(2) 広告・提案書等の表示の適正性

不動産の表示に関する公正競争規約を含む法令等に基づき、物件広告・提案書等の表示の適正性を検証しているか。

3. 媒介活動（売買契約締結）の適正性

(1) 重要事項説明の適正性

- ① 宅建業法に定められた重要事項等を適切に調査・把握しているか。
- ② 宅建業法に定められた重要事項等が重要事項説明書に適切に記載されているか。
- ③ 重要事項説明書を交付し、以下の点に留意して、重要事項等を説明しているか。

イ. 宅地建物取引主任者証の携帯及び提示

ロ. 宅地建物取引主任者（以下「宅建主任者」という。）による説明

ハ. 宅建主任者の記名押印

- ④ 顧客から説明を受けた旨の受領書を入手するなど適切に説明・交付したことを確認しているか。

(2) 不動産媒介行為の適正性

- ① 不動産媒介を行う際には、顧客保護の観点から、法令等に定める禁止

行為等に該当するような行為をしないよう、適正な態勢が整備されているか。

② 不適切な取引関与の防止策を講じているか。例えば、適切に契約書の作成を助言しているか。

イ. 業者と非業者間、業者と消費者間など契約当事者の属性に応じた契約書作成の助言

ロ. 借地借家法、住宅の品質確保の促進等に関する法律等関係法令を適切に反映した契約書作成の助言

(3) 書面交付の適正性

① 売買契約締結後に交付する書面の作成方法、交付方法などが明確化されているか。また、交付書面には宅建主任者が記名押印しているか。

② 上記書面は、法令等に準拠した内容となっていることを確認する態勢となっているか。

(4) 守秘義務契約の遵守

守秘義務契約を別途締結する場合は、守秘義務を遵守しているか。また、守秘義務契約の締結に当たり、過大なリスクを負担する契約となっていないか。

4. 売買契約締結後の管理の適正性

取引に係る法定帳簿を適切に作成・保管しているか。

V. 不動産関連併營業務の適正性

信託兼営金融機関は、不動産関連併營業務を広範に営んでいる。こうした業務の特性を踏まえ、不動産関連併營業務の適正性を確保するための態勢が整備されているか。

(注)「不動産関連併營業務」とは、不動産鑑定評価業務、不動産投資法人に係る一般事務・資産保管業務及び不動産投資顧問業務（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の規制対象外の業務）を含むコンサルティング業務をいう。

1. 契約締結の適正性

(1) 事前説明の実施

- ① 契約締結に当たっては、あらかじめ顧客に対して、契約内容、提供する役務の内容、リスク、報酬、その他費用負担等、契約内容を説明する態勢となっているか。
 - ② 不動産関連併營業務の受託時に複数の役割で関与する場合、利益相反取引となる可能性について検討し、利益相反取引となる可能性が否定できない場合には、その状況を顧客に対して説明する態勢となっているか。
- (2) 契約内容
- ① 事前説明の内容と契約内容とが一致しているか。
 - ② 契約内容は実施可能なものか。
- (3) 不動産媒介業務との区分の明確化
- 不動産媒介業務との区分を明確化するため、不動産媒介契約とは別に、業務内容、報酬額等を明らかにした書面により契約締結を行っているか。

2. 業務執行の適正性

- (1) 総論
- ① 契約で定められた義務が適切に履行されているかを検証する態勢となっているか。
 - ② 善管注意義務が適切に履行されているかを検証する態勢となっているか。
 - ③ 契約履行に伴い受領した金銭、果実、権利等を適正に委任者に引き渡しているか。
- (2) 不動産鑑定評価業務
- ① 不動産鑑定士を法令等に従って設置しているか。
 - ② 不動産鑑定士でない者等による鑑定評価を禁止しているか。
 - ③ 秘密を保持する義務を遵守しているか。
 - ④ 鑑定評価に当たっては、鑑定評価の中立性に抵触しないような態勢を整備しているか。
 - ⑤ 鑑定評価書の記載事項、交付、署名押印と書類の保管を適正に行っているか。
 - ⑥ 不動産鑑定評価基準を踏まえた適正な鑑定評価を確保するための検証態勢が整備されているか。

(3) 不動産投資法人に係る一般事務・資産保管業務

不動産投資法人からの業務の受託について、以下の取扱いをしているか。
また、不動産投資法人以外からの業務の受託についても、以下に準じた取
り扱いを行うことが望ましい。

- ① 顧客のため忠実にその事務を行っているか。
- ② 善良な管理者の注意をもって業務を行っているか。
- ③ 投資法人の資産を法令等に定められた方法により、自己の固有財産と
分別して保管しているか。
- ④ 法令等に従い、帳簿書類を作成し、保存しているか。
- ⑤ 契約に定めた義務を適切に履行しているか（以下は、具体例）。

イ. 一般事務

- ・ 投資主総会等の機関運営事務
- ・ 投資法人の計算事務
- ・ 分配金の支払事務
- ・ 会計帳簿の作成事務 など

ロ. 資産保管業務

- ・ 有価証券、預金通帳、不動産権利証等の証書類の保管預り業務
- ・ 現金の入出金の管理及び口座開設・振替管理業務 など

(4) 不動産投資顧問業務を含むコンサルティング業務

- ① コンサルティングに当たっては、当該不動産の性状だけではなく、建
設費や金利の水準、当該不動産の所在地付近の賃貸ビルの需給状況、賃
貸料などについて、長期的な視点から慎重に検討する態勢となっている
か。
- ② 土地所有者の財産状態、負債の額、年齢、他の収入等を法、税制の動
きを考慮に入れ総合的に勘案しながら土地活用の方法や時期を判断す
るのが望ましい。
- ③ 不動産投資顧問業の登録を受けている場合、不動産投資顧問業登録規
程に定める業務遂行に係る規程を遵守する態勢となっているか。

3. 不動産関連併営業務の委託

- (1) 業務委託先について、業務委託先の能力、費用、信用力等を勘案し、適
正に選定しているか。

- (2) 業務委託先の業務実施状況を管理・監督しているか。
- (3) 業務委託に当たって、あらかじめ、顧客の承諾を得ているか。また、顧客の承諾を得ていない場合にはやむを得ない事由があるか。

VI. 年金制度管理業務の適正性

年金制度管理業務とは、信託兼営金融機関が、業務委託契約に基づき年金数理事務や給付金の支払等を行うものである。年金制度管理業務の適正性を確保するために、以下のような運営を適正に行う態勢が整備されているか。

1. 年金数理関係業務の適正性

- (1) 顧客意向を内部規程・業務細則に従い、適正に確認する態勢となっているか。
- (2) 制度設計の内容は、年金制度に係る各種法令要件に合致していることを確認・検証する態勢となっているか。
- (3) 掛金率や債務額は、実務基準等に基づき適正に計算される態勢となっているか。

2. 管理関係業務の適正性

- (1) 加入者管理業務
 - ① 顧客から提出された届出書（資格取得届、資格喪失届、基準給与月額変更届等）に基づき、適正に加入者管理が行われる態勢となっているか。
 - ② 加入者の個人情報管理については、法令等及び内部規程・業務細則に基づき適正に管理されているか。
- (2) 給付業務（年金・一時金）
 - ① 顧客から提出された指図書（年金給付指図書、一時金給付指図書、変更届等）に基づき、受給者に対して、適正な給付が行われる態勢となっているか。
 - ② 給付時には、所得税法に基づく源泉徴収・地方税の特別徴収等を行い、適正に納付が行われる態勢となっているか。
- (3) 管理関係業務の終了
 - ① 顧客意向を内部規程・業務細則に従い、適正に確認する態勢となっているか。

- ② 分配事務は、規約内容に基づき、適正に行われる態勢となっているか。
- ③ 適格退職年金契約において、幹事交代時の事務引継ぎが適正に行われる態勢となっているか。

参 考

改訂通達

「信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）についての一部改訂について（平成19年6月25日付 金検第255号）」

写

金 検 第 255 号

平成 19 年 6 月 25 日

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

} 殿

金融庁検査局長 西原 政雄

「信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）
について」の一部改訂について

平成 18 年 7 月 13 日に、「信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）（金検第 265 号）」（以下「信託検査マニュアル」という。）を定め、平成 18 検査事務年度より適用してきたところであるが、平成 19 年 2 月 16 日の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（平成 11 年 7 月 1 日付金検第 177 号）」の改訂を踏まえ、「信託検査マニュアル」の一部を下記のとおり改訂したので、了知のうえ、遺憾なきよう期せられたい。

なお、本通達は、平成 19 検査事務年度以降を検査実施日とする検査から適用する。

記

1. 「信託業務管理態勢の確認検査用チェックリスト」を次のように改訂する。
 - (1) 「信託業務管理態勢の確認検査用チェックリスト」を全部削除し、信託業務管理態勢を検証する際には、金融検査マニュアルの「経営管理態勢（ガバナンス）態勢－基本的要素－」、「法令等遵守態勢」及び「顧客保護等管理態勢」に係る各チェックリストを適用する。
 - (2) 「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」として、特に注意喚起が必要な事項について記載する。
2. 「併營業務関連リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」を次のように改訂する。

「併營業務関連リスク等管理態勢」を「併營業務管理態勢」に改める。
3. 金融検査マニュアルの改訂に伴う所要の字句等の修正を踏まえ別紙のとおり改める。

